

株式交換に係る事前開示書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 6 月 10 日

広栄化学株式会社

株式交換に係る事前開示書類

2026年6月10日

千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰

広栄化学株式会社（以下「広栄化学」といいます。）は、2026年5月13日付で住友化学株式会社（以下「住友化学」といい、広栄化学と住友化学を総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年8月1日を効力発生日として、住友化学を株式交換完全親会社とし、広栄化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこととしました。本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）
別紙1のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）
別紙2のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）
 - (1) 住友化学の定款の定め
別紙3のとおりです。なお、住友化学は、2026年6月24日に開催予定の第145期定時株主総会の決議により、その定款を変更する予定です。
 - (2) 交換対価の換価の方法に関する事項
 - ① 交換対価を取引する市場
住友化学の普通株式（以下「住友化学株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されています。
 - ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
住友化学株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。
 - ③ 交換対価の譲渡その他の処分には制限があるときはその内容
該当事項はありません。
 - (3) 交換対価の市場価格に関する事項
本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月13日）の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における住友化学株式の終値の平均値は、それぞれ516円、521円及び496円となります。

また、住友化学株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 住友化学の過去5年間のその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容
住友化学は、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) 住友化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

(2) 広栄化学及び住友化学における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 広栄化学

広栄化学は、2026年5月13日開催の取締役会において、住友化学との間で、住友化学を株式交換完全親会社、広栄化学を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1に記載のとおりです。

広栄化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学の普通株式（以下「広栄化学株式」といいます。）を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 住友化学

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存しないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1 (株式交換契約書)

(添付のとおり)

株式交換契約書

住友化学株式会社（以下「甲」という。）及び広栄化学株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：住友化学株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：広栄化学株式会社
住所：千葉県袖ヶ浦市北袖25番地

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に4.91を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の株式4.91株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年8月1

日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得、並びに株式の分割及び併合を含むが、これらに限られない。）を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり7.5円を上限として剰余金の配当を行うことができ、乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり50円を上限として剰余金の配当を行うことができる。

第8条 (乙の自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重

大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第6条第1項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条（準拠法・管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月13日

甲 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰



2026年5月13日

乙 千葉県袖ヶ浦市北袖 25 番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰



別紙 2 (交換対価の相当性に関する事項)

広栄化学は、本株式交換に係る交換対価の相当性に関して、以下のとおり判断しております。

1. 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	住友化学 (株式交換完全親会社)	広栄化学 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.91
本株式交換により交付する株式数	住友化学株式：10,603,734株(予定)	

(注 1) 株式の割当比率

広栄化学株式 1 株に対して、住友化学株式 4.91 株を割当交付いたします。ただし、基準時において、住友化学が保有する広栄化学株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注 2) 株式交換により交付する住友化学株式の数等

住友化学は、本株式交換に際して、本株式交換により住友化学が広栄化学の発行済株式（ただし、住友化学が保有する広栄化学株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における広栄化学の株主（ただし、住友化学を除きます。）の皆様に対して、その保有する広栄化学株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の住友化学株式を割当交付する予定です。また、住友化学が交付する株式は、住友化学が保有する自己株式の一部（6,000,000株）充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、広栄化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する広栄化学の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって広栄化学が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる広栄化学の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる広栄化学の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定め

従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨て
るものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端
数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

広栄化学及び住友化学は、上記「(1)本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本
株式交換比率の算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ個別に、
両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両
社から独立した法務アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、
住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株
式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本
法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定
し、広栄化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証
券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして島田法律
事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学においては、下記「4. 広栄化学の株主の利益を害さないように留意した
事項」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算
定機関である野村証券から2026年5月12日付で取得した株式交換比率算定書、法
務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、住友化学が広栄化学に
対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討し
た結果、本株式交換比率は妥当であり、住友化学の株主の皆様への利益に資するとの
判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判
断いたしました。

他方、広栄化学においては、下記「4. 広栄化学の株主の利益を害さないように留
意した事項」に記載のとおり、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第
三者算定機関である大和証券から2026年5月12日付で取得した株式交換比率算定
書、法務アドバイザーである島田法律事務所からの助言、広栄化学が住友化学に
対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である住友化学からの独
立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員
会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示・助言並びに本特別委員会から
2026年5月12日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の
内容については、広栄化学及び住友化学が2026年5月13日に公表した「住友化学
株式会社による広栄化学株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易
株式交換）のお知らせ」（以下「本株式交換プレスリリース」といいます。）の別添
資料である2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえ
て、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、
広栄化学の一般株主の皆様への利益に資するとの判断に至りました。なお、広栄化学
は、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関
するお知らせ」及び2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお
知らせ」において公表しているとおり、2026年3月期の通期業績予想の修正（以下
「本業績予想修正」といいます。）を行っておりますが、下記「4. 広栄化学の株主
の利益を害さないように留意した事項」の「③広栄化学における独立性を有する特
別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本業績予想
修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式
交換の検討とは無関係に行われたものであること、住友化学による影響を受けたも

のではないこと、及び、事業計画の修正の必要性の有無等について確認しております。

以上のとおり、広栄化学及び住友化学は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、広栄化学及び住友化学は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券は、広栄化学及び住友化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。広栄化学の第三者算定機関である大和証券は、広栄化学及び住友化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、大和証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、広栄化学は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に広栄化学に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

(ii) 算定の概要

a) 野村證券による算定

野村證券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

広栄化学については、広栄化学が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、広栄化学に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	4.15～4.43
類似会社比較法	1.15～4.63
DCF法	3.17～5.89

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。広栄化学の財務予測その他将来に関する情報については、広栄化学の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2026年5月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした広栄化学の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

(ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等を主要因として、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。また、光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等を主要因として、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。

(イ) 2027年3月期においては、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加を主要因として、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2028年3月期及び2029年3月期においては、上記(ア)による営業利益の増加を主要因として、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

b) 大和証券による算定

大和証券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

広栄化学については、広栄化学が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.18～4.43
DCF法	3.55～5.27

市場株価法においては、2026年5月12日を算定基準日として、基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、広栄化学及び住友化学のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これらに限りません。）について個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、広栄化学が作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画（修正後の事業計画を含み、以下「本事業計画」といいます。）及びその他将来に関する情報が、広栄化学の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、広栄化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF法においては、本事業計画における財務予測、2026年3月期第3四半期末における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、広栄化学が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、9.7%～10.7%を採用しており、広栄化学の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出しております。また、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用しており、永久成長率は国内外のインフレ率及び広栄化学が属する業界成長率等を踏まえて0.5%～1.5%とした上で、継続価値を20,280百万円～25,226百万円と算定しております。

広栄化学が作成した本事業計画については、下記「4. 広栄化学の株主の利益を害さないように留意した事項」の「(3)広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容及び作成経緯（本事業計画の内容の修正及び当該修正経緯を含みます。以下同じです。）を確認の上、承認しております。

大和証券がDCF法による算定の根拠とした、本事業計画に基づく広栄化学の財務予測は下表のとおりであり、当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

(ア) 2026年3月31日に広栄化学が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等から、営業利益が増加し、2027年3

月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。

- (イ) 光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等が、2028年3月期から2030年3月期にかけての継続的な売上及び営業利益の大幅な増加に寄与することが見込まれております。
- (ウ) 中長期の成長ドライバーと位置付けているカーボンニュートラル関連製品の事業立ち上げに伴い、2030年3月期に売上の伸長が見込まれる一方で、2028年3月期及び2029年3月期には当該事業のための新規設備投資が、それ以降には当該投資に伴う減価償却費の発生が予定されており、営業利益やフリー・キャッシュ・フローに影響を及ぼすことが見込まれております。
- (エ) 2027年3月期及び2028年3月期においては、上記(ア)ないし(ウ)の要因に加えて、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2029年3月期には営業利益の増加、2030年3月期にはカーボンニュートラル関連製品に係る設備投資の完了により、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	6,180	18,724	20,310	22,770	25,918
営業利益	372	970	1,236	2,548	3,566
EBITDA	1,091	2,971	3,568	4,835	5,721
フリー・キャッシュ・フロー	2,764	△101	△321	760	1,445

2. 住友化学の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する住友化学の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って住友化学が別途適当に定める金額となります。かかる取扱いは、住友化学の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価として住友化学株式を選択した理由

広栄化学及び住友化学は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である住友化学の株式を選択いたしました。

広栄化学は、かかる交換対価につき、①住友化学株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②広栄化学の株主の皆様は、住友化学株式を交換対価として受け取るにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日（2026年8月1日（予定））をもって、広栄化学は住友化学の完全子会社となり、広栄化学株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年7月30日で上場廃止（最終売買日は2026年7月29日）となる予定です。

なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

広栄化学株式が上場廃止となった後も、本株式交換により広栄化学の株主の皆様割り当てられる住友化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様に対しては、引き続き、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当てを受ける広栄化学の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記1.「(1)本株式交換に係る割当ての内容」(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「(1)本株式交換に係る割当ての内容」(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、広栄化学の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月29日(予定)までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する広栄化学株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 広栄化学の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、住友化学が既に広栄化学株式2,731,400株(2026年3月31日現在の発行済株式数(4,900,000株)から広栄化学の自己株式数(8,980株)を控除した株式数(4,891,020株)に占める割合にて55.85%)を保有し、広栄化学が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

(1) 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

住友化学は両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、広栄化学は両社から独立した第三者算定機関である大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記1.(2)「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、広栄化学及び住友化学は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(2) 独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、広栄化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、島田法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から

助言を得ております。なお、島田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(3) 広栄化学における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

① 設置等の経緯

広栄化学は、住友化学から本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが広栄化学の一般株主にとって公正なものであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年11月17日、瀧口健氏（広栄化学社外取締役（監査等委員）・独立役員）、八田陽子氏（広栄化学社外取締役（監査等委員）・独立役員）及び上田亮子氏（広栄化学社外取締役・独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として瀧口健氏が選定されました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が広栄化学の企業価値向上に資するかを含みます。）、(b) 本株式交換に係る手続の公正性・妥当性、(c) 本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、(d) 上記を踏まえて、広栄化学取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが広栄化学の一般株主にとって公正であるか、(e) その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、広栄化学取締役会が必要と認めて諮問する事項（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、広栄化学取締役会は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、本株式交換の実施に関する広栄化学取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施又は条件が妥当でないとは判断した場合には、その実施を承認しないこととする旨を決議しております。

併せて、広栄化学取締役会は、本特別委員会に対して、(ア) 広栄化学が本株式交換に関して行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含みます。）、(イ) 本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は広栄化学が負担します。）、又は、広栄化学の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限、並びに(ウ) 必要に応じ、広栄化学の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。

② 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月17日から2026年5月12日までに、合計14回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、広栄化学が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに法務アドバイザーである島田法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、広栄化学及び住友化学の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、広栄化学からは、本株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の内容及び作成経緯についても説明を受け、質疑応答を行い、その内容の合理性及び作成経緯に公正性を疑うべき事情等が存在しないこと等について確認した上で、第3回特別委員会において本事業計画を承認いたしました。なお、本事業計画は、広栄化学の2025年3月7日公表の「中期経営計画 2025年度-2027年度『変革への挑戦』KX2027」（以下「中期経営計画」といいます。）と一定の差異があるものの、本特別委員会は、広栄化学からの説明及び質疑応答を踏まえ、本事業計画と中期経営計画との差異は、中期経営計画発表後に生じた事業環境や顧客状況の変化、2025年度の足許までの実績値等を踏まえた合理的なものであると判断しております。その後、広栄化学は、大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことから、これを事業計画に織り込むことが必要かつ合理的であると認められたことに加え、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した2026年3月期の通期業績予想の下方修正（以下「本業績予想下方修正」といいます。）についても併せて事業計画に織り込むため、本事業計画の修正を行いました。本特別委員会は、第8回特別委員会において、本業績予想下方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないことを確認した上で、上記大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことによる影響を含めて事業計画の修正の必要性及び合理性が認められること、並びに、その修正の経緯に住友化学の関与や働きかけがなされた事情等がないことから、本事業計画の修正を承認しております。さらに、広栄化学は、2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月31日に公表した2026年3月期の通期業績予想から上方修正（以下「本業績予想上方修正」といいます。）を行っておりますが、本特別委員会は、本業績予想上方修正が、広栄化学の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないこと、並びに、本業績予想上方修正が2027年3月期以降の事業計画に与える影響は極めて軽微であると認められることから、第8回特別委員会において承認された修正後の本事業計画を再修正する必要がないことについて確認しております。

また、本特別委員会は、広栄化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、広栄化学の法務アドバイザーである島田法律事務所から、本株式交換に係る広栄化学の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、広栄化学に意見を等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが広栄化学の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月12日付で、委員全員の一致で、広栄化学の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、本株式交換プレスリリースの別添資料である2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。

(4) 広栄化学における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

広栄化学は、島田法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、大和証券から取得した株式交換比率算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書その他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が広栄化学の企業価値の向上に資するか、株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026年5月13日開催の広栄化学の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の広栄化学の取締役会においては、広栄化学が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、広栄化学の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、広栄化学の取締役9名のうち、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏を除く7名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、広栄化学の取締役のうち、佐々木康彰氏及び清水正生氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、広栄化学の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

(5) 広栄化学における独立した検討体制の構築

広栄化学は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、広栄化学は、2025年11月4日に、住友化学より本提案を受領して以降、本株式交換に関する検討（本株式交換比率の算定の前提となる事業計画の作成を含みます。）並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、島田法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏並びに住友化学から広栄化学に出向している従業員については、住友化学及び本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び交渉には一切参加しておらず、今後も一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、広栄化学の検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

(6) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

広栄化学及び住友化学は、広栄化学が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が広栄化学との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための広栄化学の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、広栄化学は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記(1)ないし(5)のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

別紙 3 (住友化学の定款)

(添付のとおり)

定 款

(2025年6月)

住友化学株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は住友化学株式会社と称し、英文では SUMITOMO CHEMICAL COMPANY, LIMITED と記載する。

(本店の所在地)

第2条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品の製造、加工および売買
 - (1) 無機工業薬品、有機工業薬品、肥料および工業用ガス
 - (2) 合成樹脂、合成ゴムその他石油化学製品および高分子化合物
 - (3) 染料その他各種化成品
 - (4) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤その他農薬
 - (5) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、診断薬、医療用具、医療材料、飼料、飼料添加物、酵素および食品添加物
 - (6) 軽金属、希有金属その他各種金属および希土類ならびにその化合物
 - (7) 炭素繊維その他各種繊維、複合材料およびセラミックスならびにその原料
 - (8) 電子機器および部品ならびにその材料
 - (9) 土木建築用資材、住宅用資材および農芸用資材
 - (10) 前記各製品に関連する製品
 - (11) 前記各製品の加工品
2. 前号に掲げる製品の輸出および輸入
3. 食品、種苗および農水産物の生産、加工、売買、輸出および輸入
4. 化学工業用、食品工業用、原子力産業用、電子産業用、環境保全用、農芸用その他各種機械設備、システム、機器の調査、研究、設計、製作、施工および売買ならびにこれらに関する運転、保全等の受託および技術指導
5. 医療、保健、体育に関する技術指導および機器の開発、製作および売買ならびにこれらに関するシステムおよび施設の運営
6. 化学分析その他各種分析、試験および検査ならびにこれらに関する調査の受託および技術指導
7. 情報の収集および処理の受託ならびにこれらに関するシステムの開発、技術指導および各種情報の提供
8. 各種建設工事の設計、施工および監理ならびにこれらに関する技術指導
9. 土地建物の売買、賃貸借および管理

10. 労働者派遣事業および職業紹介事業
11. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
12. 貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、内航海運業、港湾運送事業および倉庫業
13. 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理および再生
14. 電気の供給事業
15. 石油類、その他の鉱物資源およびそれらの副産物の精製、加工、売買、輸出および輸入
16. 前各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は50億株とする。

- ② 当社の単元株式数は100株とする。

(基 準 日)

第7条 当社は毎事業年度末日において株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

- ② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(単元未満株式の買増請求)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(開催時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に開催する。

- ② 前項のほか必要あるときは臨時株主総会を開催する。

(開催場所)

第 12 条 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または大阪市もしくはこれに隣接する地において開催する。

(議 長)

第 13 条 株主総会の議長は社長がこれに当り、社長に事故があるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の要件)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならぬ。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社に取り締役（監査等委員である取締役を除く。） 10 名以内を置く。

- ② 当会社に監査等委員である取締役5名以内を置く。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役等)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)または執行役員中から社長1名を選定する。

- ③ 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)中から会長および副会長各1名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の損害賠償責任)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 26 条 取締役会はその決議によって執行役員を置き、当社の業務を分担して執行させることができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第 28 条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 30 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 31 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

② 当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 32 条 配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

第 144 期定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する当社に対する損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 31 条の定めるところによる。

別紙 4（住友化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

（添付のとおり）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、地政学リスクの高まりや通商政策の不確実性が続くなかでも、各国の財政・金融政策や好調なAI関連投資等により、全体として底堅い成長を維持しました。また、国内経済についても、原油価格の上昇等による物価高の影響を受けつつも所得環境の改善によって個人消費が増加したことに加え、企業による省力化やデジタル関連の堅調な設備投資が内需を下支えし、景気は緩やかな回復基調が継続しました。

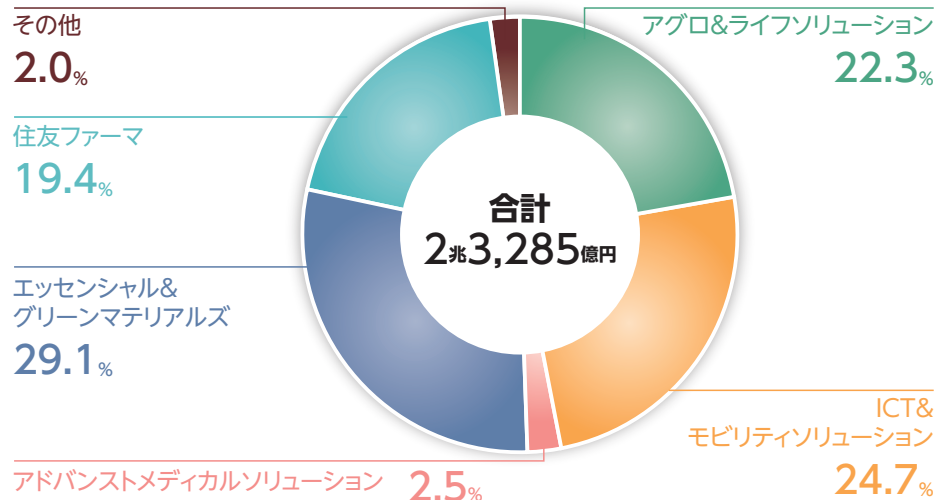
この結果、当社グループの当期の売上収益は、前期に比べ2,778億円減少し、2兆3,285億円となりました。損益面では、コア営業利益（注）は2,084億円となり前期を上回りましたが、営業利益は1,517億円となり前期を下回りました。親会社の所有者に帰属する当期利益は609億円となり、前期を上回りました。当社単独では、売上高は7,582億円、当期純利益は321億円でありました。

（注）コア営業利益は、持分法による投資損益を含む営業損益から非経常的な要因により発生した損益を控除した経常的な収益力を表す損益概念であります。

当期の期末配当につきましては、1株につき7.5円とさせていただくことといたしました。これにより、中間配当（1株につき6円）を含めました当期の年間配当は、1株につき13.5円となっております。

部門別の状況

(ご参考) 売上収益構成比



売上収益 前期比較

	第144期	第145期	増減
アグロ&ライフソリューション	5,402	5,193	△210
ICT&モビリティソリューション	6,070	5,742	△328
アドバンストメディカルソリューション	621	586	△35
エッセンシャル & グリーンマテリアルズ	8,990	6,788	△2,202
住友ファーマ	3,980	4,519	539
その他	999	458	△541
合計	26,063	23,285	△2,778

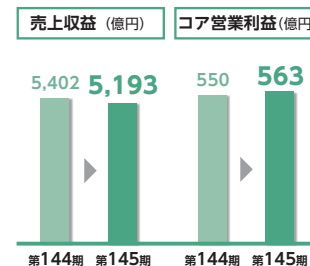
(億円)

アグロ&ライフソリューション

主要な製品・事業

農薬 / 肥料 / 農業資材 / 家庭用・防疫用殺虫剤 / 熱帯感染症対策資材 / 飼料添加物等

農薬は国内外で出荷が堅調に推移しました。メチオニン（飼料添加物）は出荷数量が減少しました。この結果、売上収益は前期に比べ、210億円減少し5,193億円となった一方、コア営業利益は上記の堅調な国内農薬出荷などに支えられて、前期に比べ14億円増加し563億円となりました。

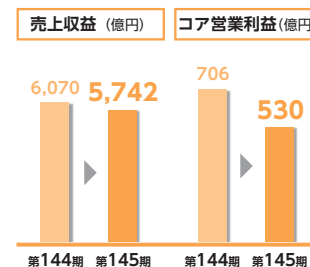


ICT&モビリティソリューション

主要な製品・事業

光学製品 / 半導体プロセス材料 / 化合物半導体材料 / タッチセンサーパネル / 高純度アルミニウム・アルミナ / 化成品 / 添加剤 / エンジニアリングプラスチック / 電池部材等

ディスプレイ関連材料は価格競争の激化により売価が下落したことに加え、大型液晶ディスプレイ（LCD）用偏光フィルム事業の抜本的構造改革実施の影響もありました。半導体プロセス材料は市況の緩やかな回復が継続しており、出荷数量は増加しましたが、固定費の増加がありました。また、円高に伴う輸出手取りの減少や、在外子会社の邦貨換算差の影響もありました。この結果、売上収益は前期に比べ、328億円減少し5,742億円となり、コア営業利益は前期に比べ、175億円減少し530億円となりました。

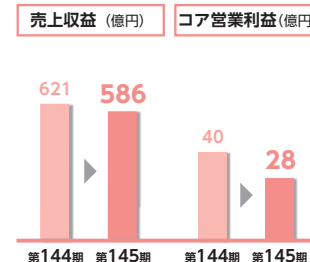


アドバンストメディカルソリューション

主要な製品・事業

高度化低分子医薬分野、医療用オリゴ核酸分野、再生・細胞医薬分野のCDMO（製法開発、製造受託）事業等

オリゴ核酸の生産が本格化し出荷が増加した一方、医薬品原薬・中間体では製品構成の違いから、売上収益は前期に比べ、35億円減少し586億円となり、コア営業利益は前期に比べ、11億円減少し28億円となりました。

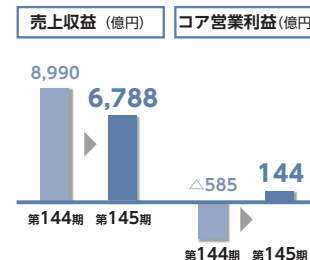


エッセンシャル & グリーンマテリアルズ

主要な製品・事業

合成樹脂 / 合成繊維原料 / 各種工業薬品 / メタアクリル / 合成樹脂加工製品 / 普通アルミナ / 合成ゴム等

持分法適用会社であるラービグ リファイニング アンド ペトロケミカルカンパニー（以下「ペトロ・ラービグ社」という。）の定期修繕に伴う販売子会社の出荷減少に加え、前期の事業撤退に伴うアルミニウム等の出荷減少、および当期の事業譲渡に伴う合成樹脂の出荷減少がありました。この結果、売上収益は前期に比べ、2,202億円減少し6,788億円となりました。コア営業利益はペトロ・ラービグ社の一部株式売却による売却益に加え、ペトロ・ラービグ社や合成樹脂等の交易条件改善により、前期に比べ、729億円改善し144億円となりました。



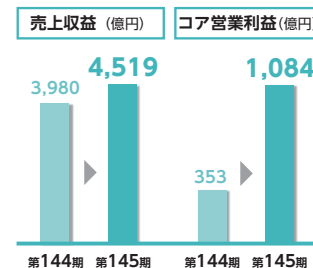
住友ファーマ

主要な製品・事業

低分子医薬品

日本およびアジアは減収となりましたが、北米において進行性前立腺がん治療剤「オルゴビクス」および過活動膀胱治療剤「ジェムテサ」の売上が拡大したことに加え、「オルゴビクス」の販売マイルストーン収入を計上したこと等により増収となりました。この結果、売上収益は前期に比べ、539億円増加し4,519億円となりました。コア営業利益は、増収に加え、事業構造改善効果の発現等により研究開発費を含む販売費及び一般管理費が減少したこと、アジア事業の一部持分を譲渡したことによる利益を計上したことから、前期に比べ、731億円増加し1,084億円となりました。

なお、再生・細胞医薬のCDMO（製法開発・製造受託）事業は本セグメントに属さないことや当社連結決算処理の影響等により、本セグメントの売上収益およびコア営業利益は、連結子会社である住友ファーマ株式会社の売上収益およびコア営業利益と異なります。

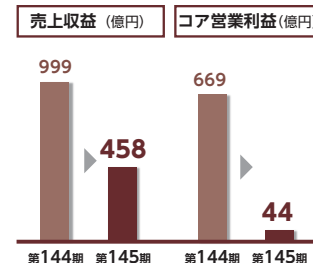


その他

主要な製品・事業

電力・蒸気の供給 / 運送・倉庫業務等

上記5セグメント以外に、電力・蒸気の供給、運送・倉庫業務等を行っております。前期に放射性診断薬事業等を売却したことにより、売上収益は前期に比べ、541億円減少し458億円となりました。コア営業利益は上記放射性診断薬事業等の売却に伴う一過性の利益がなくなったことに加え、当社の連結から除外されたため、前期に比べ625億円減少し44億円となりました。



なお、コア営業利益から営業利益への調整は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

科 目	金 額
コア営業利益	2,084
減損損失	△346
事業構造改善費用	△266
固定資産売却益	12
その他	34
営業利益	1,517

設備投資の状況

当期は、生産設備の新增設、更新および合理化等総額1,216億円の投資を行いました。

当期に完成した主要設備は、該当なしであります。

当期建設中の主要設備は、ICT&モビリティソリューション部門での海外子会社の半導体用プロセスケミカル工場（新設）、当社の先端半導体用フォトレジスト評価設備導入、および当社のOLEDディスプレイ・偏光板新材料生産ライン新設であります。

資金調達の状況

当期の資金需要に対応するため、銀行借入を中心に資金調達を行いました。なお、期末借入金残高（社債を含む）は前期に比べ1,347億円減少し、1兆1,515億円となりました。

他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年10月8日にペトロ・ラービグ社のA種普通株式のうち、持分約22.5%をサウジアラビアン オイル カンパニーに売却するとともに、2025年10月21日にペトロ・ラービグ社が発行するB種普通株式を引受けております。

(2) 対処すべき課題

長期的に目指す姿

当社は、創業以来、住友の事業精神「自利利他 公私一如」（住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利するものでなければならぬ）のもと、自らの成長と社会への貢献を実現してきました。そして、この考え方を基に長期的に目指す企業像を「Innovative Solution Provider」と定めています。

この目指す企業像に向け、当社が強みを持つ技術や事業のアセットから、取り組むべき社会課題を「食糧」「ICT」「ヘルスケア」「環境」に定めています。

各課題に対応したそれぞれの事業部門において、これまで培ってきた当社固有の6つのコア技術と、そこから生まれた3領域（GX・DX・BX）を切り口とした重要アセットを活用することで、革新的なソリューションを生み出し、広く社会へ提供していきます。

そして、この先もグローバルに存在感のある会社であり続けるとともに、持続的な企業価値向上を目指していきます。



2025-27年度中期経営計画：全社方針

当社グループは、2025年度を初年度とする中期経営計画に取り組んでいます。基本方針として、「新成長戦略による事業ポートフォリオ高度化」、「構造改革の継続的な遂行による強靱化」、「財務・

資本効率の改善」などの5つを掲げました。

2027年度の財務目標に関しては、コア営業利益2,000億円、ROE 8%、ROIC 6%、D/Eレシオ0.8倍台としています。

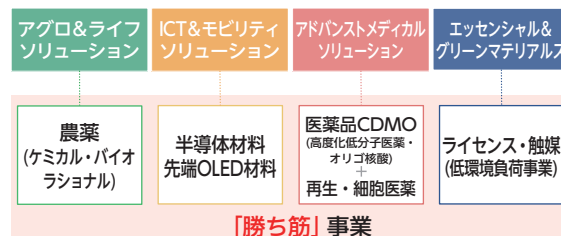


中期経営計画の進捗

基本方針 01

新成長戦略による事業ポートフォリオ高度化

当社の強みである有機合成技術をベースとした「勝ち筋」事業を軸に、セグメント横断での競争力強化および事業ポートフォリオの高度化を推進するとともに、長年の技術蓄積により競争優位性を有する再生・細胞医薬事業を新たな成長事業として育成する方針に基づき、各種施策に取り組みました。



基本方針
02

構造改革の継続的な遂行による強靱化

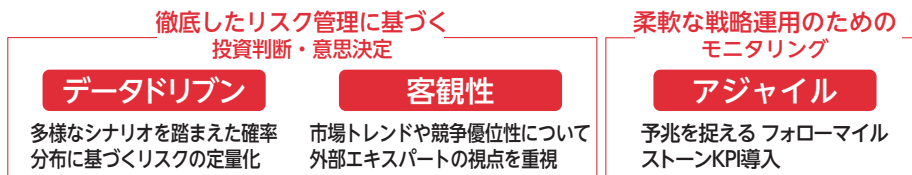
ペトロ・ラービグに対する当社持分比率の15%への引き下げ、国内における既存エチレンプラントの運営最適化やポリオレフィン事業の統合に関する合意など、石油化学事業の構造改革を着実に推進しました。また、住友ファーマは構造改革を経て業績が好転しました。今後の成長に必要な資金の確保と財務基盤の強化のため資本を増強しました。なお、住友ファーマに対する当社持分比率は低下しますが、連結子会社である点に変更は生じません。

構造改革	
▶ ペトロ・ラービグ	収益力改善策
▶ 石化再編	国内上流（クラッカー）
	国内下流（ポリオレフィン）
	シンガポール
▶ 住友ファーマ	低分子医薬（創薬）再構築

基本方針
03

財務・資本効率の改善

ROIC志向経営の再徹底に向け、投資管理プロセスを強化しました。データに基づくリスクの定量化や外部知見の活用等により投資判断の客観性を高め、徹底したリスク管理のもとで投資判断を実施しました。さらに投資後のモニタリング体制を強化し、環境変化に機動的に対応することで、投資効率の最大化およびROIC向上に向けた取り組みを推進しました。



基本方針
04

3つのXを基軸としたR&D戦略

全社視点で研究開発効率を高め戦略的な投資を実現するため、研究体制を再編しました。全社研究戦略会議の新設による重点分野への戦略的アロケーション決定と全社のモニタリング強化、研究企画部の新設による全社横断的な構造改革のリード、ならびに技術ロードマップ策定による機動的な研究開発の実現を狙っています。

基本方針
05

新成長戦略を支える経営基盤の強化

経営基盤強化の一環として、生成AIの活用促進と高度化を推進しました。活用状況のモニタリングや教育により利用定着を図るとともに、専門業務に応じて社内データ活用をカスタマイズできる機能を実装し社内ナレッジの活用を深化しました。全社員が日常的にAIを活用する環境を浸透させ、事業競争力の強化につなげています。

2025年度 各事業部門の取り組み

アグロ&ライフソリューション部門

農薬事業では、次世代のブロックバスターを目指す製品に関する取り組みが主要市場で前進しました。例えば、殺菌剤インディフリンは、南米の大豆用途に加え、インドで水稻向けに販売を開始しました。また、バイオリショナル事業のさらなる強化・成長に向け、北米で同事業を担うグループ会社を統合し、研究・製造・販売等の機能を一体運営するグローバル中核拠点として新体制を整備することとしました。一方、南米では足元の厳しい事業環境を踏まえ、主力製品の真の付加価値に根差したマーケティング方針のもと、流通チャネル別販売戦略強化、適用拡大による使用場面の拡大等を通して、販売回復とプレミアム価格の維持を図っていきます。



ICT&モビリティソリューション部門

半導体関連事業では、台湾AUECC社の買収により、台湾・米国の半導体用ケミカル拠点を獲得しました。AI需要の急拡大に牽引される先端半導体市場の成長を捉え、経営資源を最大かつ効率的に投入し、先端材料の開発・拡販と安定供給体制の強化を進めていきます。ディスプレイ関連事業では、大型LCD用偏光フィルムの構造改革を実施し、OLED・車載用など高機能分野へのシフトを推進しました。また、モビリティ関連事業では、耐熱セパレータの製造拠点を集約しました。これらの構造改革を通じ、ディスプレイ関連事業、モビリティ関連事業の収益最大化とさらなる拡大を目指していきます。



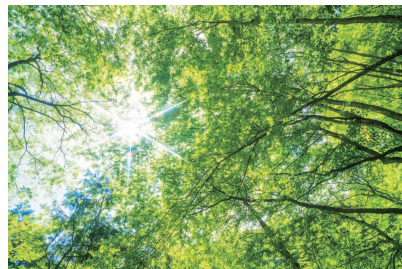
アドバンストメディカルソリューション部門

CDMO事業を成長の中核に位置づけ、開発から製造・品質までの総合対応力を活用し、事業拡大を推進しています。特に医療用オリゴ核酸では、米国拠点SC-AMSAを活用した顧客対応体制を強化し、新規受注の拡大に取り組んでいます。再生・細胞医薬事業では、世界初のiPS細胞由来パーキンソン病治療用製品「アムシェプリ®」が条件及び期限付き承認を取得したことを踏まえ、本承認と米国承認に向けて開発・製造・品質・薬事の各体制を強化していきます。また、後続の眼科2製品、脊椎損傷治療用製品の治験、開発を進め、革新的治療法を患者様に届けるべく取り組みを進めていきます。



エッセンシャル&グリーンマテリアルズ部門

石油化学事業では、2025年10月よりペトロ・ラービグの当社持分比率を15%へ引き下げました。国内においては既存エチレンプラントの運営最適化およびポリオレフィン事業の統合に関して関係先と合意に至るなど構造改革を加速させました。また、他社との協働を通じてライセンス・触媒事業の基盤を強化し、主力事業への成長を図ります。環境負荷低減ソリューションの提供に向けては、ケミカルリサイクルに関するパイロット設備の建設を完了するなど、2030年代の事業化を見据え、環境負荷低減技術の開発を推進しています。



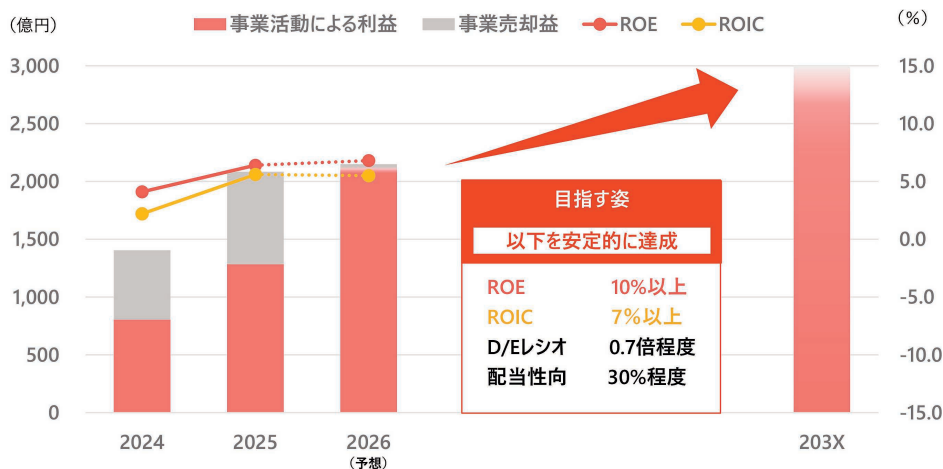
2025年度実績

2025年度は、オルゴビクス拡販を中心とした住友ファーマの利益貢献、ペトロ・ラービグの持分譲渡や、ノンコア事業売却などの構造改革の成果が実を結び、コア営業利益は2,084億円となりました。このため、2025年度の年間配当は、2024年度の9円と比べ4.5円増配となる1株当たり13.5円とさせていただきます。また、有利子負債の返済を進め、D/Eレシオは2024年度末の1.20倍から2025年度末は0.93倍となり、財務体質が改善しました。

2026年度以降の見通し

2026年度の業績見通しについては、住友ファーマの収益改善ならびにペトロ・ラービグの財務改善・持分変更等が全社業績に貢献し、コア営業利益2,150億円となる予想です。収益力が着実に改善し、実力ベースでの大きな伸長を見込んでいます。2027年度以降に向けては、先行投資の成果最大化を通じて成長ドライバーであるアグロ&ライフソリューション部門およびICT&モビリティソリューション部門による全社業績の牽引を図ります。あわせて、エッセンシャル&グリーンマテリアルズ部門の収益力改善、アドバンストメディカルソリューション部門の早期育成に向けた取り組みを着実に進めます。

そして、中長期的にはROE10%以上、ROIC7%以上、D/Eレシオ0.7倍程度等の財務指標を安定的に達成することを目指します。



(3) 財産および損益の状況

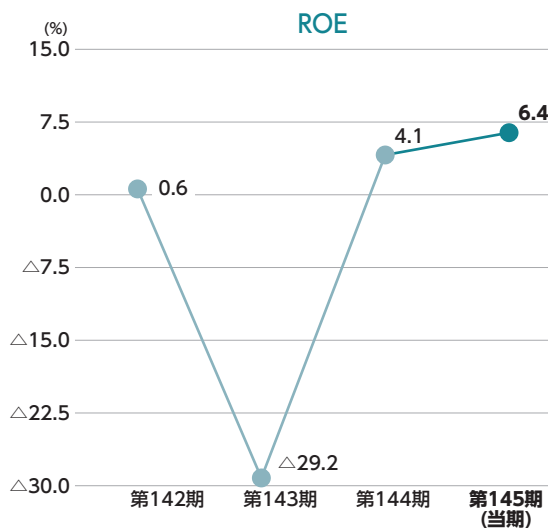
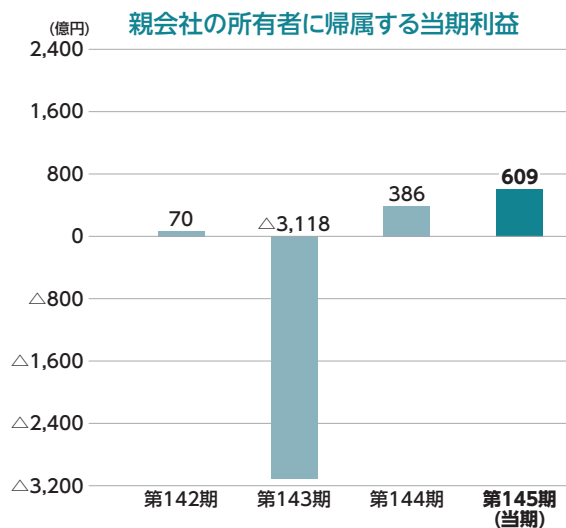
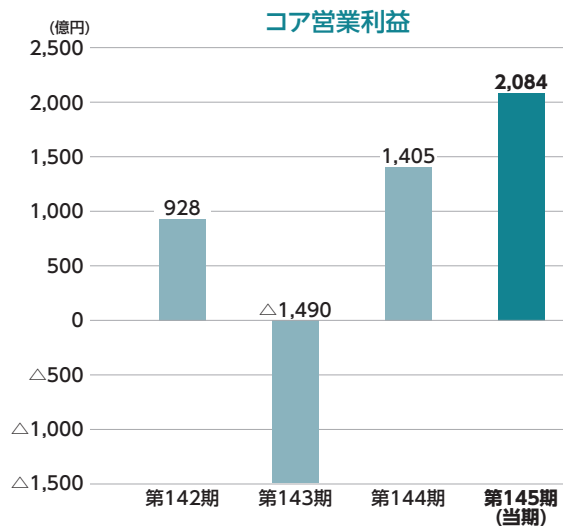
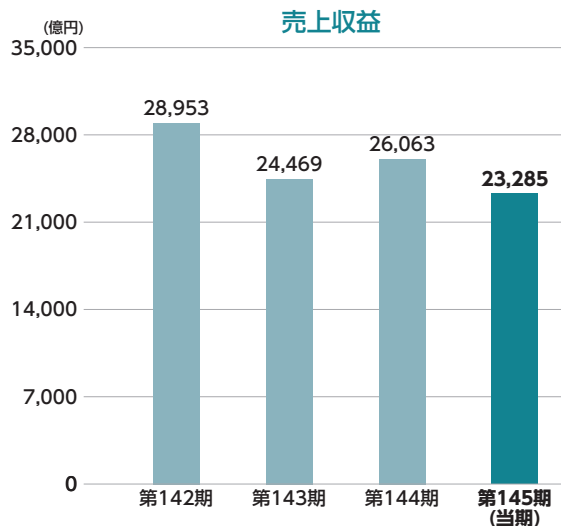
①企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第142期	第143期	第144期	第145期
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
IFRS				
売上収益 (億円)	28,953	24,469	26,063	23,285
コア営業利益 (億円)	928	△1,490	1,405	2,084
親会社の所有者に帰属 する当期利益 (億円)	70	△3,118	386	609
基本的1株当たり当期利益	4円27銭	△190円69銭	23円59銭	37円16銭
ROE	0.6%	△29.2%	4.1%	6.4%
親会社の所有者に帰属 する持分 (億円)	11,712	9,658	9,008	10,086
資本合計 (億円)	14,892	11,644	10,744	12,367
資産合計 (億円)	41,655	39,348	34,398	34,050

②当社の財産および損益の状況の推移

区分	第142期	第143期	第144期	第145期
	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
日本基準				
売上高 (億円)	8,944	8,096	8,566	7,582
経常利益 (億円)	695	534	849	600
当期純利益 (億円)	504	87	242	321
1株当たり当期純利益	30円85銭	5円32銭	14円77銭	19円57銭
純資産 (億円)	3,780	3,704	3,939	4,216
総資産 (億円)	17,729	18,996	18,169	17,019

(ご参考) 連結業績の推移



(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	主要な製品・事業
アグロ& ライフソリューション	農薬、肥料、農業資材、家庭用・防疫用殺虫剤、熱帯感染症対策資材、飼料添加物等
ICT& モビリティソリューション	光学製品、半導体プロセス材料、化合物半導体材料、タッチセンサーパネル、高純度アルミニウム・アルミナ、化成品、添加剤、エンジニアリングプラスチック、電池部材等
アドバンスド メディカルソリューション	高度化低分子医薬分野、医療用オリゴ核酸分野、再生・細胞医薬分野のCDMO（製法開発、製造受託）事業等
エッセンシャル& グリーンマテリアルズ	合成樹脂、合成繊維原料、各種工業薬品、メタアクリル、合成樹脂加工製品、普通アルミナ、合成ゴム等
住友ファーマ	低分子医薬品

(注) 上記以外に、「その他」の事業として、電力・蒸気の供給、運送・倉庫業務等を行っております。

(5) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

①当社

本社	東京、大阪
営業所	東京、大阪、名古屋支店、福岡支店
工場	大分工場、三沢工場（青森）、大阪工場、大江工場（愛媛）、茨城工場、岡山工場、岐阜工場、愛媛工場、千葉工場
研究所	工業化技術研究所（大阪）、生物環境科学研究所（大阪）、先端材料開発研究所（茨城）、バイオサイエンス研究所（大阪）

- (注) 1. 研究所は、全社共通研究所を記載しております。事業部門研究所には、アグロ&ライフソリューション研究所（兵庫）等があります。
2. 2026年4月1日付で、全社共通研究所の名称をコーポレート研究所に改め、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所、バイオサイエンス研究所を統合し、先進基盤技術研究所を新設しております。

②重要な子会社

国内	住友ファーマ株式会社（大阪、東京、三重、大分） 株式会社田中化学研究所（福井、大阪） 広栄化学株式会社（千葉、東京） 田岡化学工業株式会社（大阪、兵庫、愛媛）
海外	米国 スミトモ ケミカル アメリカ インコーポレーテッド スミトモ バイオラショナル カンパニー LLC ベーラント バイオサイエンス LLC ベーラント U.S.A. LLC スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド スミトモ ファーマ アメリカ インコーポレーテッド
	ブラジル スミトモ ケミカル ブラジル インドストリア キミカ S.A.
	チリ スミトモ ケミカル チリ S.A.
	英国 ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド
	スイス ユーロバント サイエンスズ GmbH スミトモ ファーマ スイス GmbH
	インド スミトモ ケミカル インディア リミテッド
	シンガポール スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド ザ ポリオレフィン カンパニー (シンガポール) プライベート リミテッド
	韓国 東友ファインケム株式会社 SSLM株式会社
	台湾 住華科技股份有限公司
	中国 住化電子材料科技（無錫）有限公司

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.	3,125,762 千リアル	100.00	農薬、生活環境関連製品の開発・普及・販売、および農薬の製造
スミトモ ケミカル アメリカ インコーポレーテッド	690,092 千米ドル	100.00	米国における関係会社に対する投資 ならびに化学製品の販売
スミトモ バイオラショナル カンパニー LLC	409,574 千米ドル	100.00 (100.00)	北米地域における関係会社に対する 間接業務の提供
ベーラント バイオサイエンス LLC	268,972 千米ドル	100.00 (100.00)	バイオラショナルの研究・開発・製 造・販売
ベーラント U.S.A. LLC	81,691 千米ドル	100.00 (100.00)	農薬等の開発・販売
スミカ ポリマーズ アメリカ コーポレーション	222,544 千米ドル	100.00 (100.00)	—
CDT ホールディングス リミテッド	187,511 千ポンド	100.00	ケンブリッジ ディスプレイ テクノ ロジー リミテッドに対する投資
ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド	183,716 千ポンド	100.00 (100.00)	高分子有機EL材料およびデバイスの 研究開発・ライセンス
東友ファインケム株式会社	293,227 百万ウォン	100.00	半導体・ディスプレイ用プロセスケ ミカル、フォトレジスト、光学機能 性フィルムおよびタッチセンサーパ ネルなどの製造・販売
スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド	130,000 千米ドル	100.00 (80.00)	半導体用プロセスケミカルの製造・ 販売
SSLM株式会社	280,000 百万ウォン	100.00	耐熱セパレータの製造・販売
日本シンガポール石油化学株式会社	23,877 百万円	79.67	PCS (プライベート) リミテッド に対する投資
住友ファーマ株式会社	22,400 百万円	51.81	医療用医薬品の製造・販売
スミトモ ファーマ アメリカ インコーポレーテッド	2,829,359 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の製造・販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
		%	
スミトモ ファーマ スイス GmbH	1,015,332 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の製造・販売
ユーロバント サイエンスズ GmbH	1,198,609 千米ドル	100.00 (100.00)	医療用医薬品の研究・開発
住化電子材料科技（無錫）有限公司	1,276,517 千人民元	100.00 (10.00)	光学機能性フィルムの加工・販売
住華科技股份有限公司	4,417 百万台湾ドル	84.96	光学機能性フィルム、スパッタリングターゲットの製造・販売、カラーレジストの研究開発・販売、およびフォトレジスト等の販売
スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド	150,565 千米ドル	100.00	石油化学製品等の製造・販売ならびに東南アジア・インド・オセアニア地域における住友化学グループの統括
ザ ポリオレフィン カンパニー （シンガポール）プライベート リミテッド	51,690 千米ドル	70.00 (70.00)	低密度ポリエチレンおよびポリプロピレンの製造・販売
スミトモ ケミカル チリ S.A.	80,388 千米ドル	100.00	農薬の販売等
株式会社田中化学研究所	9,155 百万円	100.00	二次電池用正極材料の製造・販売
スミトモ ケミカル インディア リミテッド	2,745,881 千ルピー	75.00	農薬、生活環境関連製品の開発・普及・販売、および農薬の製造
広栄化学株式会社	2,343 百万円	55.95 (0.04)	医農薬関連化学品および機能性化学品の製造・販売
田岡化学工業株式会社	1,572 百万円	50.91 (0.29)	精密化学品、機能材および樹脂添加剤の製造・販売

前期記載のスミトモ ファーマ UK ホールディングス リミテッドは清算したため、重要な子会社から除外いたしました。

前期記載の旭友電子材料科技（無錫）有限公司は2025年4月に同社の全持分を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

ベーラント ノースアメリカ LLCはスミトモ バイオラショナル カンパニー LLCに商号を変更いたしました。

(注) 1. 議決権比率欄の（ ）内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

2. スミトモ ケミカル アメリカ インコーポレーテッド、スミトモ バイオラショナル カンパニー LLC、ベーラント バイオサイエンス LLC、ベーラント U.S.A LLC、CDT ホールディングス リミテッド、ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド、スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド、スミトモ ファーマ アメリカ インコーポレーテッド、スミトモ ファーマ スイス GmbH、ユーロバント サイエンスズ GmbHの資本金につきましては、払込資本を記載しております。

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

事業区分	従業員数 (名)	備考
アグロ&ライフソリューション	7,016	
ICT&モビリティソリューション	9,563	
アドバンストメディカルソリューション	2,161	
エッセンシャル&グリーンマテリアルズ	3,030	
住友ファーマ	3,112	
その他	1,305	
全社共通	1,304	
合計	27,491	前期に比べ1,788名減少いたしました。

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員、連結会社外への出向者は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年令	平均勤続年数	備考
6,465名	42.4才	16.7年	前期に比べ204名減少いたしました。

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員、他の法人等への出向者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先および借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
	億円
株式会社日本政策投資銀行	710
株式会社三井住友銀行	675
農林中央金庫	511
三井住友信託銀行株式会社	468
株式会社みずほ銀行	321

- (注) 1. 上記の借入金残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
 2. 上記のほか、株式会社三井住友銀行等の金融機関を幹事とするシンジケートローンとして、1,196億円の借入があります。

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 株式数	発行可能株式総数	5,000,000,000株
	発行済株式総数	1,657,914,399株
		(自己株式 6,500,914株を含む。)
(2) 株主数		278,888名

(3) 大株主の状況

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	236,121	14.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	91,814	5.55
住友生命保険相互会社	71,182	4.31
日本生命保険相互会社	41,031	2.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	34,089	2.06
住友化学社員持株会	31,233	1.89
JPモルガン証券株式会社	30,374	1.83
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・住友生命保険相互会社退職給付信託口)	29,000	1.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	25,999	1.57
JP MORGAN CHASE BANK 385781	21,893	1.32

(注) 持株比率は、自己株式 (6,500,914株) を控除して計算しております。

(4) 当期中に職務執行の対価として会社役員および執行役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	292,161株	5名
執行役員 (国内非居住者を除く)	404,630株	27名

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩田 圭一	
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	水戸 信彰	アドバンストメディカルソリューション部門 統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	佐々木 啓吾	コーポレートコミュニケーション、経営企画、経理、財務 統括 経営企画室長
取締役 (副社長執行役員を兼務)	新沼 宏	総務、法務、サステナビリティ推進、人事、大阪管理、購買、物流 統括 住友ファーマ株式会社 取締役
取締役 (専務執行役員を兼務)	山口 登造	技術・研究企画、DX推進、知的財産、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所、バイオサイエンス研究所 統括
取締役	伊藤 元重	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 社外取締役 JX金属株式会社 社外取締役 はごろもフーズ株式会社 社外取締役
取締役	村木 厚子	王子ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役
取締役	野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン合同会社 取締役会長 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員 (常勤)	野崎 邦夫	
取締役 監査等委員 (常勤)	大野 顕司	

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 監査等委員	加藤 義孝	公認会計士 石油資源開発株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員	米田 道生	TOYO TIRE株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員	神村 昌通	弁護士

- (注) 1. 当社は、2025年6月20日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、監査役の野崎邦夫氏、加藤義孝氏および米田道生氏の任期が満了し、それぞれ監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役のうち、伊藤元重氏、村木厚子氏、市川晃氏、野田由美子氏、加藤義孝氏、米田道生氏および神村昌通氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、伊藤元重氏、村木厚子氏、市川晃氏、野田由美子氏、加藤義孝氏、米田道生氏および神村昌通氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の実効性を高めるには、重要な社内会議における情報共有、執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部署およびコンプライアンス部門との日常的な連携が必要と考え、常勤の監査等委員として、野崎邦夫氏および大野顕司氏を選定しております。
6. 社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	十倉 雅和	
代表取締役	上田 博	
取締役	竹下 憲昭	
取締役	友野 宏	日本原燃株式会社 社外取締役 関西電力株式会社 社外取締役
監査役	野崎 邦夫	
監査役	西 広信	
監査役	麻生 光洋	弁護士
監査役	加藤 義孝	公認会計士 石油資源開発株式会社 社外監査役
監査役	米田 道生	TOYO TIRE株式会社 社外取締役

(2025年6月20日任期満了により退任)

8. 取締役の地位、担当および重要な兼職の状況は、2026年4月1日現在、次のとおりとなっております。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩田 圭一	
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	水戸 信彰	アドバンストメディカルソリューション部門 統括
代表取締役 (専務執行役員を兼務)	佐々木 啓吾	コーポレートコミュニケーション、経営企画、経理、財務 統括 経営企画室長
取締役	新沼 宏	住友ファーマ株式会社 取締役
取締役 (専務執行役員を兼務)	山口 登造	研究企画、コーポレート研究業務、DX推進、知的財産、工業化技術研究所、先進基盤技術研究所 統括、アドバンストメディカルソリューション部門 統括補佐 S-RACMO株式会社 代表取締役 株式会社RACTHERA 代表取締役
取締役	 伊藤 元重	株式会社しずおかフィナンシャルグループ 社外取締役 JX金属株式会社 社外取締役 はごろもフーズ株式会社 社外取締役
取締役	 村木 厚子	王子ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	 市川 晃	住友林業株式会社 代表取締役会長 株式会社大和証券グループ本社 社外取締役
取締役	 野田 由美子	ヴェオリア・ジャパン合同会社 取締役会長 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員 (常勤)	野崎 邦夫	
取締役 監査等委員 (常勤)	大野 顕司	
取締役 監査等委員	 加藤 義孝	公認会計士 石油資源開発株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員	 米田 道生	TOYO TIRE株式会社 社外取締役
取締役 監査等委員	 神村 昌通	弁護士

(2) 取締役および監査役の報酬等

①経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続き

(イ) 基本方針

- i. 経営陣幹部*および取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、変動報酬としての「賞与」および「株式報酬」から構成されるものとします。なお、経営陣幹部以外の執行役員についても同様の構成とします。また、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、「基本報酬」のみで構成されるものとします。
- ii. 「基本報酬」は、経営陣幹部および取締役の行動が短期的・部分最適的なものに陥らぬように、職務の遂行に対する基礎的な報酬として、役割や職責に応じた設計とします。
- iii. 「賞与」は、毎年の事業計画達成への短期インセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を強く反映させるとともに、資本効率性も取り入れた設計とします。
- iv. 「株式報酬」は、株主との一層の価値共有を推進するとともに、会社の持続的な成長に向けた中長期インセンティブとして機能するよう設計します。
- v. 報酬水準については、当社の事業規模や事業内容、ESGなどの非財務的要素も含めた外部評価等を総合的に勘案するとともに、優秀な人材の確保・維持等の観点からの競争力ある水準とします。また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。
- vi. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬構成については、年間連結コア営業利益2,000億円を達成した場合に、固定報酬と変動報酬の割合が概ね2：3、変動報酬における短期インセンティブ（賞与）と中長期インセンティブ（株式報酬）の割合が概ね2：1となるよう設計します。

* 経営陣幹部

「専務執行役員以上の執行役員」および「社長執行役員の直下で一定の機能を統括する役付執行役員」

(ロ) 各報酬要素の仕組み

i. 基本報酬

基本報酬は、上記（イ）v～viの方針に基づいて、その水準を決定します。

基本報酬は各年単位では固定報酬とする一方、「成長」、「収益力」および「外部からの評価」等の観点から総合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる仕組みを採用します。

ポジションの変動を判断する主な指標は、①「成長」の面では売上収益、資産合計、時価総額、②「収益力」の面では当期利益（親会社帰属）、ROE、ROI、D/Eレシオ、③「外部からの評価」の面では信用格付やGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が選定したESG指数を適用することとします。

なお、各人の支給額は、役位別基準額に基づいて決定します。

ii. 賞与（短期インセンティブ）

賞与は、当該事業年度の業績が一定以上となった場合に支給することとし、賞与算出フォーミュラに基づいて決定します^(注)。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、財務活動も含めた当該年度の経常的な収益力を賞与額に反映させるため、連結のコア営業利益と金融損益（受取配当金、純利息等）の合算値を適用します。また、算出フォーミュラの係数は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します。加えてROIC達成度に応じて賞与額を変動させる仕組みとします。

$$\{ \text{連結業績指標（コア営業利益＋金融損益（受取配当金、純利息等））} \times \text{係数} \} \times \text{ROIC達成度係数}$$

(注) 極めて顕著な実績を達成した経営陣幹部（社長執行役員を除く）個人を対象に賞与の特別加算を行うことがある。

iii. 株式報酬（中長期インセンティブ）

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、役位別・業績別に定めた額に応じた譲渡制限付株式を毎年定時株主総会後の一定の時期に割り当て、在任中はその保有を義務付けます。また、総報酬に占める株式報酬の割合は、上位の役位ほど大きくなるよう設定します。

《譲渡制限付株式報酬制度の概要》

・ 譲渡制限期間

当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任するまでの間

・ 譲渡制限の解除

対象者が、任期中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象者が正当な理由により、任期が満了する前に当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合、譲渡制限を解除する割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

・ 株式没収条件

対象者が、法令、社内規程等に重要な点で違反したと認められる場合は、譲渡制限が既に解除されたものも含めて、割当株式はすべて没収する（当社が無償で取得）。

(ハ) 報酬決定の手順

当社は、経営陣幹部および取締役の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として「役員報酬委員会」を設置しています。本委員会は、取締役を構成員（過半数は社外取締役）とし、報酬制度や水準等の決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めることを目的としています。

なお、役員報酬委員会は、代表取締役および社外取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役としていますが、当事業年度末における役員報酬委員会の体制は下記のとおりです。

委員長	村木 厚子	(社外取締役)
委員	伊藤 元重	(社外取締役)
委員	市川 晃	(社外取締役)
委員	野田 由美子	(社外取締役)
委員	加藤 義孝	(社外取締役)
委員	岩田 圭一	(代表取締役会長)
委員	水戸 信彰	(代表取締役社長)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限度額（年額10億円以内（うち社外取締役分は年額1億5,000万円以内））の範囲内において決定します。また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額については、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会の決議によって定められた上限度額（年額4億円以内）の範囲内において決定します。

取締役会は、役員報酬委員会からの助言を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定方法を審議、決定します。なお、経営陣幹部および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬額は、取締役会の授權を受けた役員報酬委員会が、「経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針」に基づき決定します。したがって、取締役会は個別の報酬額の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限度額（年額2億円以内）の範囲内において監査等委員である取締役の協議により決定します。

②当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭報酬)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	13名 (5名)	661百万円 (76百万円)	389百万円 (76百万円)	171百万円 (一)	101百万円 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	113百万円 (46百万円)	113百万円 (46百万円)	—	—
監査役 （うち社外監査役）	5名 (3名)	30百万円 (11百万円)	30百万円 (11百万円)	—	—
合計	23名	805百万円	533百万円	171百万円	101百万円

- (注) 1. 監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
2. 上記の人数および報酬等の額には、当期中に退任した取締役4名と監査役5名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会において年額10億円以内（うち、社外取締役分は年額1億5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち、社外取締役4名）です。監査等委員会設置会社に移行する前の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第125期定時株主総会において年額10億円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。
- また、当該金銭報酬とは別枠で、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額を年額4億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。監査等委員会設置会社に移行する前の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額は、2022年6月23日開催の第141期定時株主総会において、年額4億円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
- 監査等委員である取締役の報酬額は、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会において年額2億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。監査等委員会設置会社に移行する前の監査役の報酬額は、2006年6月23日開催の第125期定時株主総会において年額1億5,000万円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。
4. 業績連動報酬について、当事業年度における連結業績指標の実績値は1,480億円、ROICは5.6%であります。（当社は目標に対する達成度合によって賞与を決定する方式は採用しておりません。）
5. 株式報酬（非金銭報酬）は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額を記載しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金および訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解費用等の争訟費用（株主代表訴訟に敗訴した場合および会社からの損害賠償請求に係るものを含む）を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および執行役員であります。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責金額に関する定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととしているほか、犯罪行為や被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(ご参考)

執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(2026年4月1日現在)

地位	氏名	担当
副社長執行役員	松井 正樹	ICT&モビリティソリューション部門 統括
専務執行役員	武内 正治	エッセンシャル&グリーンマテリアルズ部門、炭素資源循環事業化推進 統括
専務執行役員	荻野 耕一	生産技術、生産安全基盤センター、エンジニアリング、レスポンスビルケア、購買、物流 統括
常務執行役員	ファン フェレイラ	国際アグロ事業部 担当
常務執行役員	中西 輝	住友化学アドバンステクノロジーズ、住化セミコンダクターマテリアルズテキサス従事
常務執行役員	清水 正生	総務、法務、サステナビリティ推進、内部統制・監査、人事、大阪管理 統括
常務執行役員	向井 宏好	アドバンストメディカルソリューション業務室、ファーマソリューション事業部 担当
常務執行役員	本多 聡	半導体材料事業部、先端無機製品事業部、茨城工場 担当
常務執行役員	猪野 善弘	エッセンシャル&グリーンマテリアルズ業務室 担当
常務執行役員	高橋 哲夫	ラービグ事業業務室、エッセンシャルマテリアルズ事業部 担当
常務執行役員	北山 威夫	樹脂関連事業開発部、ポリオレフィン事業部、自動車材事業部、MMA事業部 担当 MMA事業部長
常務執行役員	奥 憲章	千葉工場 担当 千葉工場長
常務執行役員	辻 純平	研究企画部、コーポレート研究業務部、炭素資源循環事業化推進室 担当
常務執行役員	片山 忠	アグロ&ライフソリューション部門 統括
常務執行役員	山内 利博	コーポレートコミュニケーション部、経理部 担当 コーポレートコミュニケーション部長
常務執行役員	小田原 恭子	一般社団法人日本化学工業協会従事
常務執行役員	武村 真一	ディスプレイ材料事業部 担当 ディスプレイ材料事業部長
常務執行役員	井上 雅夫	アグロ事業部、生活環境事業部 担当

地位	氏名	担当
執行役員	松原 佐和	財務部 担当
執行役員	李 種燦	東友ファインケム従事
執行役員	板橋 一憲	住友化学ブラジル従事
執行役員	加藤 祐治	経営企画室（事業開発・推進）、アドバンストメディカルソリューション業務室 担当 経営企画室部長（事業開発・推進）
執行役員	齋藤 繁範	経営企画室（総合企画） 担当 経営企画室部長（総合企画）
執行役員	枝松 邦茂	ICT&モビリティソリューション業務室、ICT&モビリティソリューション研究所 担当
執行役員	矢野 浩二	愛媛工場 担当 愛媛工場長
執行役員	瀧 敏晃	大分工場、岡山工場、岐阜工場 担当 大分工場長
執行役員	岩田 淳	アグロ&ライフソリューション業務室、アグロ&ライフソリューション研究所 担当 アグロ&ライフソリューション研究所長
執行役員	平岡 昭彦	総務部、購買部、物流部 担当 総務部長
執行役員	南 重人	人事部 担当 人事部長

4 社外役員に関する事項

(1) 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊藤 元重	経済学等の専門的な知識、政府の各種審議会の委員等を歴任してきたことによる豊富な経験を活かした経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、かかる知識・経験に基づいた発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、デジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ推進をはじめとする議案において、専門性を活かしつつ、経営全般を俯瞰した経営の監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	村木 厚子	国家公務員として行政に従事してきたことによる主に法律や社会等に関する豊富な経験と幅広い見識および特に人事に関する専門知識を活かした経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、かかる経験・見識や専門知識に基づいた発言を積極的に行っております。具体的には、人材活用や組織活性化、コーポレートガバナンス、サステナビリティ推進、事業構造改革をはじめとする議案において、専門性を活かしつつ、経営全般を俯瞰した経営の監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会の委員および役員報酬委員会の委員長を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	市川 晃	主に経験豊富な経営者の視点からの経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、かかる視点からの発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、重要投資案件、サステナビリティ推進、リスクマネジメントをはじめとする議案において、経営全般を俯瞰した監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。
	野田 由美子	主に経験豊富な経営者の視点からの経営の監督や助言が期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、かかる視点からの発言を積極的に行っております。具体的には、グローバル経営、事業構造改革、重要投資案件、ファイナンス、サステナビリティ推進、リスクマネジメントをはじめとする議案において、経営全般を俯瞰した監督や助言を行っております。また、任意の役員指名委員会および役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名、報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。

区分	氏名	主な活動状況
	加藤 義孝	<p>公認会計士としての企業会計・財務・会社の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回の全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会11回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査等委員と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。また、任意の役員報酬委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の報酬に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	米田 道生	<p>金融や証券市場の管理、証券取引所の経営で培った資本市場や経営管理に対する豊富な経験、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回の全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会11回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査等委員と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。また、任意の役員指名委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。</p>
	神村 昌通	<p>弁護士としての専門的な知識・経験ならびに企業のリスク管理および危機管理等に関する豊富な知見、高い見識を活かして監査を行い、企業経営、コーポレートガバナンス上の留意点等について意見表明をすることが期待されております。就任後開催の取締役会11回の全てに出席し、また、監査等委員会11回の全てに出席し、かかる視点からの意見表明を積極的に行っております。また、他の監査等委員と連携して、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況、リスク管理の運用状況、コンプライアンスの徹底に向けた取り組み状況、財務報告に係る適切な運用の取り組み状況、経営計画の取り組み状況等を中心に、監査を実施しております。また、任意の役員指名委員会の委員を務め、当該委員会審議において適宜発言し、経営幹部の指名に関する透明性と公正性の向上に寄与しております。</p>

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当の決定にあたり、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の業績、配当性向ならびに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本としております。また、当社は中長期的には配当性向30%程度を安定して達成することを目指しております。

内部留保につきましては、重点事業の競争力強化や海外事業の拡充を図るため、設備投資、投融資等に充当し、これにより収益力の向上に努めてまいります。

配当時期につきましては中間および期末の年2回を基本とし、株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第145期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第144期 (2025年3月31日現在)	科目	第145期 (2026年3月31日現在)	(ご参考) 第144期 (2025年3月31日現在)
(資産)			(負債)		
流動資産	1,507,710	1,583,134	流動負債	1,001,346	1,038,747
現金及び現金同等物	208,589	209,838	社債及び借入金	241,422	252,892
営業債権及びその他の債権	608,670	593,836	営業債務及びその他の債務	464,422	488,132
その他の金融資産	47,551	45,015	その他の金融負債	63,737	81,364
棚卸資産	595,471	625,243	未払法人所得税等	7,022	10,627
その他の流動資産	47,429	49,993	引当金	110,408	89,711
小計	1,507,710	1,523,925	その他の流動負債	114,335	109,360
売却目的で保有する資産	—	59,209	小計	1,001,346	1,032,086
非流動資産	1,897,331	1,856,650	売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	—	6,661
有形固定資産	770,688	759,266	非流動負債	1,167,022	1,326,622
のれん	275,711	257,811	社債及び借入金	910,033	1,033,236
無形資産	225,334	239,319	その他の金融負債	87,885	91,157
持分法で会計処理さ れている投資	203,862	287,977	退職給付に係る負債	22,084	24,841
その他の金融資産	301,222	177,405	引当金	26,383	25,974
退職給付に係る資産	52,222	72,618	繰延税金負債	78,321	111,048
繰延税金資産	39,227	34,608	その他の非流動負債	42,316	40,366
その他の非流動資産	29,065	27,646	負債合計	2,168,368	2,365,369
			(資本)		
			親会社の所有者に帰属する持分	1,008,644	900,790
			資本金	90,179	90,059
			資本剰余金	1,966	—
			利益剰余金	655,384	640,611
			自己株式	△2,650	△8,361
			その他の資本の構成要素	263,765	174,871
			売却目的で保有する資産に 関連するその他の包括利益	—	3,610
			非支配持分	228,029	173,625
			資本合計	1,236,673	1,074,415
資産合計	3,405,041	3,439,784	負債及び資本合計	3,405,041	3,439,784

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第145期	(ご参考) 第144期
	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
売上収益	2,328,515	2,606,281
売上原価	△1,660,247	△1,880,805
売上総利益	668,268	725,476
販売費及び一般管理費	△565,505	△601,074
その他の営業収益	127,776	97,341
その他の営業費用	△35,524	△49,349
持分法による投資損益 (△は損失)	△43,271	20,639
営業利益	151,744	193,033
金融収益	28,100	17,650
金融費用	△63,776	△152,590
税引前利益	116,068	58,093
法人所得税費用	△666	△15,405
当期利益	115,402	42,688
当期利益の帰属		
親会社の所有者	60,947	38,591
非支配持分	54,455	4,097
当期利益	115,402	42,688

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	90,059	—	640,611	△8,361
当期利益	—	—	60,947	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	60,947	—
新株の発行	120	120	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△6
自己株式の処分	—	△1	—	0
配当金	—	—	△19,645	—
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	1,789	—
非支配持分との取引	—	1,915	—	5,717
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	△28,318	—
その他の増減額	—	△68	—	—
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益への振替	—	—	—	—
所有者との取引額等合計	120	1,966	△46,174	5,711
当期末残高	90,179	1,966	655,384	△2,650

	親会社の所有者に帰属する持分								
	その他の資本の構成要素					売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	合計				
当期首残高	1,186	—	87	173,598	174,871	3,610	900,790	173,625	1,074,415
当期利益	—	—	—	—	—	—	60,947	54,455	115,402
その他の包括利益	31,356	△15,635	△301	61,917	77,337	△18,582	58,755	13,724	72,479
当期包括利益合計	31,356	△15,635	△301	61,917	77,337	△18,582	119,702	68,179	187,881
新株の発行	—	—	—	—	—	—	240	—	240
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△6	—	△6
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	△0	—	△0
配当金	—	—	—	—	—	—	△19,645	△1,660	△21,305
子会社の支配喪失に伴う変動	△1,611	△221	—	—	△1,832	43	—	△3,176	△3,176
非支配持分との取引	—	—	—	—	—	—	7,631	△8,939	△1,308
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	12,462	15,856	—	—	28,318	—	—	—	—
その他の増減額	—	—	—	—	—	—	△68	—	△68
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益への振替	—	—	—	△14,929	△14,929	14,929	—	—	—
所有者との取引額等合計	10,851	15,635	—	△14,929	11,557	14,972	△11,848	△13,775	△25,623
当期末残高	43,393	—	△214	220,586	263,765	—	1,008,644	228,029	1,236,673

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第145期	(ご参考) 第144期	科目	第145期	(ご参考) 第144期
	(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)		(2026年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	608,110	723,191	流動負債	472,249	585,601
現金及び預金	23,827	85,714	支払手形	980	1,419
受取手形	168	349	買掛金	89,387	140,273
売掛金	223,383	233,583	短期借入金	121,611	174,341
商品及び製品	176,347	188,939	1年内償還予定の社債	40,000	—
仕掛品	2,344	1,133	コマーシャル・ペーパー	—	37,000
原材料及び貯蔵品	64,902	63,039	未払金	93,395	86,244
未収入金	59,365	91,640	未払費用	13,734	12,296
その他	70,773	64,042	預り金	74,811	73,559
貸倒引当金	△13,000	△5,248	前受金	9,046	8,820
固定資産	1,093,752	1,093,741	関係会社株式売却損失引当金	—	22,815
有形固定資産	240,776	239,846	修繕引当金	14,371	11,975
建物	57,109	60,189	賞与引当金	12,100	10,950
構築物	22,103	23,331	事業構造改善引当金	1,400	—
機械及び装置	72,809	74,444	固定資産撤去費用引当金	580	2,511
車両運搬具	315	319	関係会社事業損失引当金	—	1,794
工具、器具及び備品	13,431	13,593	その他	834	1,605
土地	45,438	45,428	固定負債	808,033	837,417
リース資産	118	132	社債	440,000	480,000
建設仮勘定	29,453	22,410	長期借入金	287,080	281,580
無形固定資産	18,868	21,779	繰延税金負債	42,965	42,423
特許権	865	1,017	長期預り金	6,843	6,945
ソフトウェア	13,678	15,834	長期前受金	9,048	6,424
のれん	1,128	1,226	固定資産撤去費用引当金	13,894	11,890
その他	3,197	3,703	事業構造改善引当金	3,000	4,360
投資その他の資産	834,108	832,116	修繕引当金	2,082	697
投資有価証券	87,003	76,403	環境対策引当金	1,003	1,004
関係会社株式	584,385	601,213	関係会社事業損失引当金	32	32
出資金	587	587	その他	2,086	2,063
関係会社出資金	29,650	38,596	負債合計	1,280,282	1,423,017
長期貸付金	20	34	(純資産の部)		
長期前払費用	5,565	6,120	株主資本	372,878	353,586
前払年金費用	121,705	104,137	資本金	90,179	90,059
その他	5,768	5,606	資本剰余金	25,053	24,057
貸倒引当金	△575	△579	資本準備金	24,175	24,055
資産合計	1,701,862	1,816,932	その他資本剰余金	878	2
			利益剰余金	260,296	247,831
			利益準備金	21,361	21,361
			その他利益剰余金	238,936	226,470
			別途積立金	130,000	130,000
			繰越利益剰余金	108,936	96,470
			自己株式	△2,650	△8,361
			評価・換算差額等	48,702	40,328
			その他有価証券評価差額金	48,702	40,328
			純資産合計	421,580	393,915
			負債純資産合計	1,701,862	1,816,932

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第145期	(ご参考) 第144期
	(2025年4月1日から2026年3月31日まで)	(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
売上高	758,245	856,554
売上原価	575,181	655,552
売上総利益	183,064	201,002
販売費及び一般管理費	147,857	141,349
営業利益	35,206	59,653
営業外収益	50,894	64,117
受取利息及び配当金	36,502	57,095
為替差益	6,980	—
雑収入	7,413	7,022
営業外費用	26,056	38,885
支払利息	12,835	13,786
デリバティブ損失	4,963	3,296
休止設備費用	3,728	6,867
為替差損	—	623
雑損失	4,530	14,313
経常利益	60,044	84,885
特別利益	23,896	118,708
関係会社株式・出資金売却益	13,814	66,728
投資有価証券売却益	7,929	40,203
関係会社株式売却損失引当金戻入益	2,153	—
固定資産売却益	—	11,777
特別損失	54,612	160,694
減損損失	18,014	8,015
関係会社株式評価損	15,982	—
関連事業損失	10,006	25,700
事業構造改善費用	4,822	—
固定資産除却損	4,009	5,168
関係会社株式・出資金売却損	1,778	5,598
関係会社債権放棄損	—	111,853
事業構造改善引当金繰入額	—	4,360
税引前当期純利益	29,329	42,899
法人税、住民税及び事業税	527	981
法人税等調整額	△3,308	17,743
当期純利益	32,110	24,174

備考

- 事業報告は次により記載されております。
 - 億円、百万円単位の記載金額は、それぞれ四捨五入により表示しております。
 - 千株単位の株式数は千株未満切り捨てにより表示しております。
- 連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、貸借対照表および損益計算書の記載金額は四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

住友化学株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中嶋 歩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 富田 亮平
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 直人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

住友化学株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中嶋 歩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 富田 亮平
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 直人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、財務報告の適正性を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

住友化学株式会社 監査等委員会

監査等委員 (常勤) 大 野 顕 司 ㊞

監査等委員 (常勤) 野 崎 邦 夫 ㊞

監査等委員 加 藤 義 孝 ㊞

監査等委員 米 田 道 生 ㊞

監査等委員 神 村 昌 通 ㊞

(注1) 監査等委員 加藤義孝、米田道生及び神村昌通は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2025年6月20日開催の第144期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。2025年4月1日から移行日までの状況については、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	227百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	583百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、報酬等の額の支払額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況および報酬見積りの算出根拠を検証・確認し、監査報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に基づき、同意を行っております。
3. 上記以外に、前期に係る監査報酬として19百万円支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち、スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.、CDT ホールディングス リミテッド、ケンブリッジ ディスプレイ テクノロジー リミテッド、東友ファインケム株式会社、SSLM株式会社、住化電子材料科技（無錫）有限公司、住華科技股份有限公司、スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド、ザ ポリオレフィン カンパニー（シンガポール）プライベート リミテッドおよびスミトモ ケミカル インディア リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性およびその職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関して重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議する方針です。

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

(1) 基本的な考え方

- ①当社は、住友の事業精神、経営理念に基づき、当社および当社グループ会社から成る企業集団が、サステナビリティの推進、すなわち、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献すると共に、自らの持続的な成長を実現するため、「サステナビリティ推進基本原則」や「住友化学企業行動憲章」等に則り、事業活動を行うものとする。
- ②当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）の整備を組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、かつ、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識し、以下の「内部統制システム」を構築するとともに、経営環境の変化に応じてこれに修正を加えることにより、株主をはじめとするステークホルダーの利益に適う経営を行っていくこととする。また、かかる目的を確実に実践するため、専門の委員会を設置する。

(2) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置する。また、取締役については、独立性のある複数名の社外取締役を選任する。取締役の指名および取締役の報酬に関する透明性と公正性を高めるため、社外取締役が過半数を占める役員指名委員会と役員報酬委員会を設置する。
- ②当社の取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役が法令および定款を遵守しているか、また、「内部統制システム」に関する基本方針に従い、適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- ③当社の取締役は、財務報告の信頼性を確保し、また会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、様々な媒体で取り扱う業務上の情報について、保存や廃棄、管理の方法、情報システムの運用方法やセキュリティ確保等を規程に定め、当該規程に従って管理体制を整備し、情報を適切に保存および管理する。

(4) 当社および当社のグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の取締役会は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の事業の方針、事業計画、経理・財務、研究・開発等に関する重要事項について、目標を適切に定め、またそれらの進捗を管理する。

- ②当社の取締役会は、業務執行の迅速化と責任の明確化を図るため、執行役員を選任し、取締役会が決定した特定の業務領域において業務を執行させる。
 - ③当社の取締役は、ITの活用を通して、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の経営に係る情報の迅速かつ適正な把握に努めるとともに、職務執行の効率化を図る。
- (5) 当社の使用人ならびに当社のグループ会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①当社は、「住友化学企業行動憲章」のもと、社会規範の遵守と倫理観の高揚に関する教育をするなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
 - ②当社は、コンプライアンスを統括する委員会を設置して、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要ときは改善を勧告する。
 - ③当社は、コンプライアンス違反やそのおそれがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置して、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - ④当社は、従業員が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部署を設置するとともに、重要な損失の危険（以下、「リスク」という）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査等委員会、会計監査人、内部監査部署等の監査による指摘事項に対しては、被監査部署等において、一定期間内に適切な改善策をとることとする。
 - ⑤当社は、法令および定款に適合した企業活動を遂行するための最適な組織を設計・構築し、各組織の役割・機能を明確にする。
 - ⑥当社は、組織の目標を達成するために、従業員が果たすべき目標の設定を促し、その目標の達成度をもとに従業員の評価および処遇をなすことを柱とした人事制度の公正な運用に努める。
 - ⑦当社は、国内外の主要なグループ会社に対して、当社と同等のコンプライアンス体制を導入し、適切に運用するよう求めるとともに、内部監査を実施することにより、グループ全体の適切な内部統制の構築、維持、改善を図る。
- (6) 当社および当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見および顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
 - ②当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団のリスクマネジメントを統括する委員会を設置して、リスクマネジメントに関する全社方針を定め、リスクを評価し、リスクマネジメントに関する計画の立案・実行の状況を調査・監督し、必要ときは改善を勧告する。
 - ③当社は、全社をあげて取組むべき緊急事態が発生した場合には、本社対策本部を設置し、迅速な事態の究明と解決に努める。

- (7) 当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営ならびに当社のグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、当社および当社のグループ会社から成る企業集団の運営に関する規程を整備し、当該規程の下で国内外のグループ会社に対して事業の方針、事業計画、その他事業上の重要事項の報告を求めるとともに、グループ会社との間で経営戦略に関する相互認識を深め、共有化に努める。
 - ② 当社は、当社の監査等委員会が主要なグループ会社の監査役その他の監査担当者との情報交換に努め、相互に連携して、企業集団の監査の実効性を確保できる体制の整備に努める。
- (8) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、社内規程に基づき、当社の監査等委員会の指揮を受けその職務を補佐する専任の従業員を置く。当該従業員の人事については、当社の監査等委員会の承認を得た上で行う。
 - ② 監査等委員会への報告に関する事項
 - ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員は、当社および当社のグループ会社の重要事項に関する会議に当社の監査等委員会が選定した監査等委員が参加できる体制を整備するほか、法令に基づく事項に加え、当社および当社のグループ会社に関して当社の監査等委員会が求める事項について、適宜、当社の監査等委員会へ報告を行う。
 - イ) 当社の内部監査部署は、実施する内部監査の方針・計画について、当社の監査等委員会の承認を得る。また、内部監査実施の経過およびその結果について、当社の監査等委員会へ報告を行う。当社のコンプライアンスを統括する委員会は、当社および当社のグループ会社の内部通報ならびにコンプライアンス違反またはそのおそれに関する事案について、当社の監査等委員会へ報告を行う。
 - ウ) 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員ならびに当社のグループ会社の取締役、監査役、従業員が当社の監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保できる体制を整備する。
 - ③ 監査等委員の職務の執行について生じる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用は、当該監査等委員の職務の執行に必要なものを確保できる体制を整備する。
 - ④ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア) 当社の代表取締役等の経営幹部は、当社の監査等委員会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。
 - イ) 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、必要に応じて当社の監査等委員会が当社の内部監査部署およびコンプライアンス委員会に対して調査・報告等の指示ができる体制を整備する。

(9) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を持たないこととし、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

(注) 上記の基本方針は、2006年5月15日開催の取締役会において決定し、その後、2011年3月25日、2012年3月23日、2015年3月31日、2019年3月29日および2025年6月20日開催の取締役会において一部改定を行ったものであります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づいて、内部統制システムの点検・整備とその適切な運用に努めており、運用状況は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取り組み

- ① 当社グループにおける内部統制システムの点検・整備については、「内部統制委員会」で審議しています。
- ② 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とするとともに、取締役会において社外取締役に対する報告内容を充実させることで、取締役の業務執行に対する監査、監督機能を強化しています。
- ③ グループ全体のコンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、「コンプライアンス委員会」およびその傘下の地域法務・コンプライアンス統括（RLCO）による指導・支援を強化しています。
- ④ グループ全体の従業員に対して内部通報制度利用の働きかけを強化しています。受信した通報に基づく調査については、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限配慮し、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、最大限の注意を払いつつ、慎重かつ丁寧な調査対応を行うとともに、対応状況についてコンプライアンス委員会および監査等委員会に定期的におよび重大な案件については速やかに報告を行っています。
- ⑤ コンプライアンス推進月間における各部でのコンプライアンスリスクの洗い出しおよびその発生予防策の策定・実施、従業員コンプライアンス意識調査、各種コンプライアンス研修の実施などを通じて、コンプライアンスリスクの具体的な低減および従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。
- ⑥ 当社は、専任の組織を設置して、当社および主要なグループ会社に対する内部監査および財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、その結果を、内部統制委員会に報告するとともに取締役会および監査等委員会等に報告しています。
- ⑦ 重要な意思決定の迅速化、業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しています。また、適切な意思決定に向けて経営情報をより迅速かつ適正に把握できるよう、デジタルテクノロジーを活用した業務の飛躍的な効率化と質の向上に取り組んでいます。
- ⑧ 取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に係る規程に従って適正に保存、管理しています。また、重要インフラ事業者の一員として、サイバーセキュリティを経営課題と考えており、さらに高まるサイバーセキュリティの脅威に対応するため、国内外のグループ会社を含めた組織全体で、情報系・制御系システムにおけるセキュリティポリシーの策定、リスク管理・インシデント管理体制の構築等、リスク対策の更なる強化を進めています。

(2) リスク管理に関する取り組み

- ①グループ全体に関わるリスク管理に関する方針の立案や、事業継続の基盤に関わるリスク情報の収集、社内への周知徹底等の諸施策について、「内部統制委員会」で審議しています。
- ②機会とリスクの双方の観点からの検討を必要とするリスクについて、当社およびグループ会社の経営戦略や設備投資・投融資をはじめとした経営上の重要事項に関しては、「経営会議」で都度、審議しています。また、サステナビリティに関しては、「サステナビリティ推進委員会」で中長期的な環境・社会問題について、当社グループの経営諸活動が社会と自社のサステナビリティの実現に寄与するよう、グループの各組織に向けて必要な提言を行っています。
- ③自然災害や感染症、地政学リスクを含む重大なリスクの未然防止および顕在化した際の対処方針等について、「リスク・クライシスマネジメント委員会」で審議しており、リスクの低減、リスク発現時のクライシス対応の迅速化、損害や影響の最小化などに向けた取り組みを行っています。

(3) グループ会社の経営管理に関する取り組み

- ①グループ会社の業務執行に係る管理規程に基づき、グループ各社の事業運営上の重要事項は当社に適切に報告されています。また、グループ全体で情報の共有化を進めており、経営戦略に関する相互認識と情報の共有化に努めています。
- ②当社は、グループ会社が経理や情報システム、レスポンシブル・ケア（安全・健康・環境・品質）といった重要な業務で最低限守るべき事項をグループ業務標準として定め、グループ会社にそれに準拠した制度を整備し、運用するよう、支援・指導しています。
- ③当社は、中国、アジア・オセアニア、米州、欧州の4地域に地域統括会社を設置し、当社方針の伝達や情報の収集・共有を進めています。また、各地域にコーポレートブランチ機能を設け、専門的知見の提供やシェアドサービスの提供などを通じて、地域内グループ会社の課題解決を支援しています。これらの取り組みにより、内部統制、コンプライアンス、レスポンシブル・ケア、情報セキュリティの一層の強化を図っています。

(4) 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取り組み

- ①当社の監査等委員は、取締役会、経営会議、内部統制委員会、レスポンシブル・ケア委員会、コンプライアンス委員会、その他の重要会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、工場・研究所への往査、本社・事業部門に対するヒアリング、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指名・報酬に関するヒアリング、国内外のグループ会社の調査、グループ会社監査役・監査等委員との意見交換を行っています。また、会計監査人とは、会計監査人の品質管理体制の確認を含む監査計画の協議、監査結果の報告の受領、意見交換を行い、監査等委員会が必要とする情報の適切な提供を受けています。
- ②当社の監査等委員会は、内部監査部署（内部統制・監査部、レスポンシブルケア部）が実施する内部監査の方針・計画を事前に承認しています。また、内部監査実施の経過およびその結果について、内部監査部署から定期的に、また重要事項発生の都度報告を受け、必要に応じて意見を述べています。さらに、当社および当社のグループ会社のコンプライアンスに係る情報について、コンプライアンス部門から定期的に、また重要事項発生の都度報告を受け、必要に応じて意見を述べています。
- ③当社では、監査等委員会の職務を補佐するため、業務執行部門から独立した専任部署として監査等委員会室を設置し、専従のスタッフを置くとともに、内部監査部署およびコンプライアンス部門において社

内監査・調査を担当するスタッフが監査等委員会室の業務にも従事する体制を構築しています。かかるスタッフの任免については監査等委員会が承認しています。監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことおよび監査等委員の職務執行の費用の確保についても規程に明記し、徹底しています。

(注) 当社は、2025年6月20日付で監査等委員会設置会社に移行しており、上記は移行後の内容となりますが、移行前においても、監査役会設置会社として同様の体制を整備・運用しています。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の数 …153社

上記には、ジョイント・オペレーション1社を含めております。

(2) 主要な連結子会社等の名称

住友ファーマ株式会社、CDT ホールディングス リミテッド、スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド、東友ファインケム株式会社、スミトモ バイオラショナル カンパニー LLC、ザ ポリオレフィン カンパニー (シンガポール) プライベート リミテッド等

(3) 連結子会社等の増減

増加： 8社（取得、設立等による増加）

減少： 24社（売却、清算等による減少）

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社の数 …22社

(2) 主要な会社の名称

ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー、PCS（プライベート） リミテッド等

(3) 持分法適用会社の増減

増加： 3社（連結区分の変更、設立による増加）

減少： 7社（売却等による減少）

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

①非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識および測定

当社グループは、営業債権およびその他の債権については発生時に当初認識しております。それ以外の金融資産については、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に以下のとおり分類しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

次の条件がともに満たされる負債性金融商品は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- a. 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- b. 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

投資先との取引関係の維持または強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品について、当初認識時に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合、または (a) (b) 以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。また、これに係る利息発生額は連結損益計算書の金融収益に含まれております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものから生じる配当金については、配当を受領する権利が確立された時点で金融収益の一部として、純損益に認識しております。また、当該金融資産の公正価値が著しく下落した場合または認識を中止した場合には、その他の資本の構成要素に累積したその他の包括利益累計額は、利益剰余金に振り替えております。

負債性金融商品に係る利息発生額は連結損益計算書の金融収益に認識されます。また当該金融資産の認識を中止した場合には、その他の資本の構成要素に累積したその他の包括利益累計額を純損益に組替調整額として振り替えております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクおよび便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(iv) 減損

当社グループは、金融資産および金融保証契約の減損の認識にあたっては、期末日ごとに、償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品もしくは金融保証契約に、当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを評価しております。

金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権およびその他の債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。この判断には、以下のような、過去の事象、現在の状況、および将来の経済状況の予測についての、過大なコストや労力をかけずに利用可能な範囲内における合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

- (a) 内部信用格付け
 - (b) 利用可能な場合、外部信用格付け
 - (c) 借手の営業成績の実際のまたは予想される著しい変化
 - (d) 借手の規制環境、経済環境または技術環境の実際のまたは予想される著しい不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせるもの
 - (e) 同一の借手の他の金融商品に係る信用リスクの著しい増大
 - (f) 債務の裏付となっている担保の価値または第三者の保証もしくは信用補完の質の著しい変化
- また、金融商品の予想信用損失は、契約上受け取るべき金額と、受け取りが見込まれる金額との差額に時間価値を考慮の上測定し、当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。

②デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために、為替予約等のデリバティブを利用しております。デリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定され、その後も公正価値で再測定しております。

デリバティブの公正価値変動額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分については、その他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係ならびにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目または取引ならびにヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。当社グループは、ヘッジ開始時および継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるか評価しております。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段の公正価値の変動は純損益にて認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益として認識しております。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分はキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益で認識しており、非有効部分は純損益に認識しております。

その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額は、ヘッジ対象から生じるキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期に組替調整額として純損益に振り替えております。ただし、ヘッジ対象が非金融資産の認識を生じさせるものである場合には、当該資産の当初の取得原価の測定に直接含めております。

予定取引がもはや発生可能性が高いと言えなくなった場合にはヘッジ会計を中止し、さらに発生が見込まれなくなった場合には、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を純損益に振り替えております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費ならびに現在の場所および状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（使用权資産以外）

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去および土地の原状回復費用、ならびに資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地および建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 5－60年
- ・機械装置及び運搬具 4－12年

なお、見積耐用年数、残存価額および減価償却方法は、各期末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

無形資産については、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定し、企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。内部発生の開発費用は、資産として認識するための基準がすべて満たされた場合に限り無形資産として認識することとしております。

無形資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。なお、仕掛中の研究開発として計上された無形資産は、未だ使用可能な状態にないため、償却をせず、毎期、または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。仕掛中の研究開発は、規制当局の販売承認が得られた時点で特許権、販売権等の項目に振り替え、当該資産が使用可能となった時点から償却を開始しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・特許権 3－20年
- ・ソフトウェア 3－10年

なお、見積耐用年数、残存価額および償却方法は、各期末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③使用権資産

当社グループは、契約がリースであるかまたはリースを含んでいると判定した場合、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。

使用権資産については、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、原資産の原状回復費用等を加えた額で構成されております。使用権資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり、定額法で計上しております。

なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

(4) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

のれんの償却は行わず、毎期、または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに非金融資産の減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産またはその資産の属する資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。個々の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、継続的な使用により他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する、最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように、必要に応じて統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位（グループ）に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位（グループ）の回収可能価額を算定しております。減損損失は、資産または資金生成単位（グループ）の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位（グループ）に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入れをいたしません。のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失について、毎期末日において損失の減少または消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかを評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。その回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失を戻入れております。

(6) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

①売上割戻引当金

公的なプログラムや卸店、その他の契約等に対する売上割戻金の支出に備えて、その見込額を計上しております。

②資産除去引当金

有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務およびそれに準ずるものに備えて、その支出費用見込額を計上しております。

③返品調整引当金

返品による損失に備えるため、製品および商品の返品予測高を計上しております。

④固定資産撤去費用引当金

撤去の方針を決定した固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため、その支出見込額を計上しております。

(7) 退職後給付の会計処理方法

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除し

て算定しております。

ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度の将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(8) 収益

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループはアグロ&ライフソリューション、ICT&モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューション、エッセンシャル&グリーンマテリアルズおよび住友ファーマの各製品の製造・販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

②利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

(9) グループ通算制度の適用

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当期に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 非金融資産の減損

有形固定資産、のれんおよび無形資産の減損テストにおいて、資金生成単位を判別した上で、当該資金生成単位における使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方を回収可能価額として測定しております。当該処分コスト控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中および使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、有形固定資産、のれんおよび無形資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、有形固定資産770,688百万円、のれん275,711百万円ならびに無形資産225,334百万円を計上しております。

このうち、住友ファーマセグメントの連結子会社である住友ファーマ株式会社ののれん211,098百万円および無形資産160,474百万円について、減損テストにおける処分コスト控除後の公正価値は、将来キャッシュ・フローの見積額を資金生成単位ごとに設定した加重平均資本コスト等を割引率として用いて現在価値に割り引いて算定しています。上市後の無形資産の将来キャッシュ・フローの見積りには、対象となる製品の薬価、関連する疾患領域における患者数および当該製品のシェア等に基づく製品の収益予測および固定費の予測等の多くの前提条件が含まれています。また、のれんを含む資金生成単位の将来キャッシュ・フローの見積りは、上述の前提条件に加え、開発品に係る研究開発活動の成功確率等を勘案した開発品の収益予測等の前提条件が含まれています。これらの前提条件や割引率は、将来発生する事象によって影響を受ける可能性があり、のれんおよび無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、将来減算一時差異等を利用できる将来の課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。当該回収可能性の判断は、当社グループの事業計画に基づいて見積もった将来の各期の課税所得を前提としております。当該将来の課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、繰延税金資産39,227百万円ならびに繰延税金負債78,321百万円を計上しております。

3. 引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれるキャッシュ・フローの期末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれるキャッシュ・フローは、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、引当金の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、引当金136,791百万円を計上しております。

4. 金融商品の公正価値

特定の金融商品の公正価値を測定する際に、市場で観察可能ではないインプットを利用する評価技法を用いております。当該観察不能インプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合は金融商品の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー（以下「ペトロ・ラービグ社」という。）が発行するB種普通株式については議決権が無く、発行当初から数年間の配当猶予期間が設定されており、2028年以降、年ごとに異なる配当率が設定されております。またB種普通株式には、一定の累積配当や買戻しに関する定めがあります。B種普通株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVTOCIの金融資産）に分類し、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分するとともに、割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しております。公正価値の算定にあたっては、重要な観察不能インプットとして将来キャッシュ・フローの総額および割引率を使用しております。当社は、ペトロ・ラービグ社の事業計画を基礎とした資金繰りの見積りを行い、その結果生じうる手元資金の範囲内でB種普通株式に対する配当等の将来キャッシュ・フローを見積っております。その見積りにあたっては主要製品の将来の販売価格・マージン等の仮定を置いております。これらの仮定や割引率は、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、当期末の連結財政状態計算書においてB種普通株式はその他の金融資産として99,192百万円計上しております。

当期末の連結財政状態計算書では、ペトロ・ラービグ社のB種普通株式を含むその他の金融資産173,254百万円ならびにその他の金融負債18,701百万円について、当該評価技法を用いて公正価値を測定しております。

5. 関連会社に対する投資の評価

当社は、当社の持分法適用会社であるペトロ・ラービグ社に対する投資（A種普通株式）について、減損の兆候の有無を判断しており、減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施しております。回収可能価額は公正価値で算定しており、公正価値は市場価格を用いております。回収可能価額は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、持分法で会計処理されている投資の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

当期末の連結財政状態計算書において、ペトロ・ラービグ社に対する持分法で会計処理されている投資と

して49,722百万円を計上しております。

なお、中東地域における地政学的リスクの高まりに起因する原材料価格の高騰やサプライチェーンへの影響については先行き不透明感が高い状況にありますが、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づき、会計上の見積りを行っております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関連会社に対する投資 (注)	49,722百万円
有形固定資産	3,698百万円
受取手形及び売掛金	5,091百万円
その他	108百万円

担保に係る債務

借入金	11,640百万円
-----	-----------

(注) 関連会社の借入金34,543百万円を担保するため、物上保証に供しております。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	9,463百万円
その他の金融資産 (非流動)	416百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,534,860百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 偶発債務

保証債務	170,193百万円
------	------------

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当期末の発行済株式の種類および株式数

普通株式	1,657,914,399株
------	----------------

2. 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	9,820百万円	6.00円	2025年 3月31日	2025年 6月2日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	9,824百万円	6.00円	2025年 9月30日	2025年 12月2日

②基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	12,386百万円	7.50円	2026年 3月31日	2026年 6月3日

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、「アグロ&ライフソリューション」、「ICT&モビリティソリューション」、「アドバンストメディカルソリューション」、「エッセンシャル&グリーンマテリアルズ」、および「住友ファーマ」の事業を主な事業としており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定および業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分解しております。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	アグロ& ライフ ソリューション	ICT& モビリティ ソリューション	アドバンスト メディカル ソリューション	エッセンシャル& グリーン マテリアルズ	住友ファーマ	その他 (注1)	合計
日本	99,693	98,389	43,666	305,118	83,412	45,621	675,899
中国	10,336	178,336	1,334	95,540	19,341	36	304,923
北米	111,998	32,315	2,811	20,708	322,536	31	490,399
(うち、米国)	(102,468)	(31,893)	(2,806)	(16,942)	(320,655)	(31)	(474,795)
東南アジア	19,927	76,820	2,119	118,633	3,264	52	220,815
その他	277,302	188,302	8,671	138,801	23,380	23	636,479
合計	519,256	574,162	58,601	678,800	451,933	45,763	2,328,515
うち顧客との契約から 認識した収益	519,256	574,162	58,601	678,800	423,750	45,763	2,300,332
うちその他の源泉から 認識した収益 (注2)	—	—	—	—	28,183	—	28,183

(注) 1 「その他」の事業は、電力・蒸気の供給、運送・倉庫業務等を含んでおります。

2 その他の源泉から認識した収益は、相手先が顧客とはみなされない場合の共同パートナーとの契約等から生じる売上収益であります。

2. 履行義務

当社グループが履行義務を充足する通常の時点、返品および返金の義務については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (8) 収益」に記載のとおりであります。顧客との契約で約束された製品または役務の対価は、履行義務の充足時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含まれておりません。

3. 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当期首 (2025年4月1日)	当期末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	513,070	548,038
契約資産	281	185
契約負債	25,210	31,241

顧客との契約から生じた債権および契約資産は「営業債権及びその他の債権」に含まれており、契約負債は「その他の流動負債」および「その他の非流動負債」に含まれております。

契約負債は、主に顧客からの前受金に対して認識しております。

当期の期首時点で契約負債（流動）に含まれていた金額は14,460百万円であります。この金額のうち、当期に収益として認識されなかった金額に重要性はありません。

また、当期において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

4. 未充足の履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格および収益の認識が見込まれる時期は1年以内が18,259百万円、1年超が15,281百万円であります。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を使用しているため記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

5. 顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産

当期において、顧客との契約の獲得または履行のために発生したコストの金額に重要性はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

①信用リスク

当社は、債権管理について定めた社内規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当部が定期的に全営業取引先の状況、販売取引高および債権残高をチェックして取引方針の見直しを実施するとともに、財務状況等の悪化等による取引先の信用リスクの早期把握や軽減を図っております。

連結子会社においても、各社の規程に基づき事業部門または経理担当部門が取引先の財務状況および信用状況の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関および商社とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を要する信用リスクの過度な集中はありません。

②流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、各部署の入出金予定に基づき、財務担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新しております。手許流動性は、資産効率を考慮して、通常は売上収益の1日分相当程度に抑制しておりますが、金融機関との間に当座借越契約および総額150,000百万円のコミットメント・ライン契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。なお、当期末において、コミットメント・ライン契約の使用残高はありません。

また、当社および主要な連結子会社は、キャッシュマネジメントシステムおよびグループファイナンスの活用により、当社グループ内での資金効率の向上を図り、流動性リスクの低減に努めております。

③為替リスク

当社および一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務および借入金について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ目的で利用しております。なお、当社グループは、取引の対象物の価格変動に対する当該取引の公正価値の変動率が大きい取引（レバレッジの効いたデリバティブ取引）は利用しておりません。

④金利リスク

当社グループは、資金需要に対してその内容や財務状況および金融環境を考慮し、調達の種類・期間・方法を判断しております。今後の金利の変動に備え、固定金利・変動金利を適宜組み合わせることで調達を行っておりますが、金利が上昇した場合には支払利息が増加し、当社グループの経営成績ならびに財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤市場価格の変動リスク

当社グループは、主に取引先企業等との関係の強化・維持を目的として事業運営上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価の変動リスクに晒されております。なお、株式については定期的に公正価値や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

①金融商品の帳簿価額と公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、公正価値測定に用いたインプットのレベル区分に基づき、以下のいずれかに分類しております。

レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2： レベル1以外の、直接または間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3： 観察可能な市場データに基づかないインプット

当期末における償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融負債：		
社債	597,993	535,766
長期借入金	388,549	370,263

上記には、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は含めておりません。

社債の公正価値は、市場価格に基づいて算定しております。

長期借入金の公正価値は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーについては、社債はレベル2、その他のものはレベル3に分類しております。

当期末における公正価値で測定する金融資産および金融負債は、以下のとおりであります。
 金融商品のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日に認識することとしております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ資産	－	54	－	54
ヘッジ手段に指定されていない デリバティブ資産	－	526	－	526
その他の金融資産	22,164	3,615	695	26,474
小 計	22,164	4,195	695	27,054
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
株式及び出資金	121,179	－	172,559	293,738
営業債権及びその他の債権	－	9,906	－	9,906
小 計	121,179	9,906	172,559	303,644
合 計	143,343	14,101	173,254	330,698
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ負債	－	4,478	－	4,478
ヘッジ手段に指定されていない デリバティブ負債	－	4,221	2,277	6,498
条件付対価	－	－	1,484	1,484
その他の金融負債	－	－	14,940	14,940
合 計	－	8,699	18,701	27,400

②レベル3に区分された金融商品の調整表

レベル3に区分された金融商品の当期首から当期末までの変動は、以下のとおりであります。

なお、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を「FVTPLの金融資産」、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を「FVTOCIの金融資産」、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を「FVTPLの金融負債」と記載しております。

(単位：百万円)

	FVTPLの 金融資産	FVTOCIの 金融資産	FVTPLの 金融負債
期首残高	950	72,425	17,267
利得および損失合計	△281	11,034	2,807
純損益（注1）	△281	—	2,807
その他の包括利益	—	11,034	—
増加（注2）	—	92,109	—
減少	—	△3,395	△1,950
その他（注3）	26	386	577
期末残高	695	172,559	18,701

- (注) 1 純損益に含まれている利得および損失のうち、FVTPLの金融資産に関するものは、連結損益計算書の「金融収益」および「金融費用」に含まれております。また、FVTPLの金融負債に関する利得および損失のうち、条件付対価の公正価値変動は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」および「その他の営業収益」に、その他の金融負債に係るものは「金融収益」および「金融費用」に含まれております。
- 2 FVTOCIの金融資産の増加は、主にペトロ・ラービグ社が発行したB種普通株式の引き受けによるものであります。B種普通株式については発行当初から数年間の配当猶予期間が設定されており、2028年以降、年ごとに異なる配当率が設定されています。またB種普通株式には、一定の累積配当や買戻しに関する定めがあります。支払対価106,642百万円と当初認識時の公正価値90,660百万円の差額15,982百万円のうち、当社のペトロ・ラービグ社に対する持分（15%）相当の2,397百万円は連結財政状態計算書の「持分法で会計処理されている投資」に、13,585百万円は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。調整表における増加の金額は当初認識時の公正価値の金額を記載しております。事後測定の結果生じた公正価値の変動についてはその他の包括利益を通じて認識しております。
- 3 「その他」は主に外貨建金融商品に係る為替換算差額によるものであります。為替換算差額は、連結損益計算書の「金融収益」または「金融費用」および、連結包括利益計算書の「在外営業活動体の換算差額」に含まれております。
- 4 公正価値ヒエラルキーレベル3に区分された公正価値測定は、適切な権限者に承認された評価方針および手続に従って行われており、金融商品の個々の資産性質、特徴ならびにリスクを最も適切に反映できる評価モデルを決定しております。また、評価者は公正価値の変動に影響を与え得る重要な指標の推移と公正価値の推移を比較し、合理的に説明可能であるか継続的に検証しております。

レベル3に区分された金融商品の公正価値測定に係る重要な観察不能インプットは、以下のとおりであります。

- ・FVTOCIの金融資産は主に非上場株式で構成されております。そのうちペトロ・ラービグ社のB種普通株式については、割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しており、ペトロ・ラービグ社の事業計画を基礎とした資金繰りの見積りを行い、その結果生じうる手元資金の範囲内でB種普通株式に関連する配当等の将来キャッシュ・フローを見積っています。その見積りにあたっては主要製品の将来における販売価格・マージン等の仮定を置いております。公正価値の算定における重要な観察不能インプットは当社が独自に見積った将来キャッシュ・フローの総額（当連結会計年度末153,582百万円）及び割引率（当連結会計年度末5.74%）であります。その他の非上場株式については、原則として割引キャッシュ・フロー法等により公正価値を算定しておりますが、公正価値が純資産価値に近似していると考えられる非上場株式等については、主に純資産価値に基づく評価技法により公正価値を算定しております。
- ・FVTPLの金融負債のうち、条件付対価は割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しており、重要な観察不能インプットは関連する事業から生じる売上収益および割引率であります。その他の金融負債は、一部の連結子会社で発行済の優先株式の持分を、株式の保有者の要求に基づきいつでもその純資産価値に基づく価額で償還可能であるため金融負債として認識したものであり、純資産価値に基づく評価技法により公正価値を算定しております。
- ・上記観察不能インプットは、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	610円78銭
基本的1株当たり当期利益	37円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社子会社における新株式発行および株式売出し

当社の連結子会社である住友ファーマ株式会社（以下「住友ファーマ」という。）は、2026年4月8日、同社の取締役会において、新株式発行および株式売出しに関して決議いたしました。また、2026年4月20日に発行価格および売出価格等を下記のとおり決定しております。なお、公募による新株式発行は2026年4月24日に払込が完了し、住友ファーマの資本金および資本準備金（資本剰余金）の額が増加しております。なお、本公募増資等により、住友ファーマは最大5,900万株の新株式発行を行いますが、住友ファーマが当社の連結子会社である点に変更は生じません。

1. 公募による新株式発行（国内一般募集・海外募集）

(1) 発行した株式の種類および数	普通株式 51,304,400株
(2) 発行価格	1株につき1,990円

(3) 発行価格の総額	102,096百万円
(4) 払込金額	1株につき1,907.08円
(5) 払込金額の総額	97,842百万円
(6) 増加した資本金および 資本準備金（資本剰余金）の額	増加した資本金の額 48,921百万円 増加した資本準備金（資本剰余金）の額 48,921百万円
(7) 払込期日	2026年4月24日

2. 当社子会社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出株式の種類および数	普通株式 7,695,600株
(2) 売出価格	1株につき1,990円
(3) 売出価格の総額	15,314百万円
(4) 受渡期日	2026年4月27日

3. 第三者割当による新株式発行（オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資）

(1) 発行する株式の種類および数（上限）	普通株式 7,695,600株
(2) 払込金額	1株につき1,907.08円
(3) 払込金額の総額（上限）	14,676百万円
(4) 増加する資本金および 資本準備金（資本剰余金）の額（上限）	増加する資本金の額 7,338百万円 増加する資本準備金（資本剰余金）の額 7,338百万円
(5) 払込期日	2026年5月26日
(6) 割当先	S M B C日興証券株式会社

4. 資金の使途

国内一般募集、海外募集および第三者割当増資による手取概算額合計上限111,566百万円について、2029年3月末までに30,000百万円をがん領域の研究開発資金に、10,000百万円を神経変性疾患および感染症領域への研究開発資金に、10,000百万円を再生・細胞医薬事業の成長を目的とした投融資資金に、10,000百万円を生産および研究開発の設備投資資金、ITシステム投資資金ならびに提携およびライセンス契約に係る戦略投資資金に、残額を有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
当期首残高	90,059	24,055	2	24,057	21,361	226,470	247,831	△8,361	353,586
当期変動額									
新株の発行	120	120		120					240
剰余金の配当						△19,645	△19,645		△19,645
当期純利益						32,110	32,110		32,110
自己株式の取得								△6	△6
自己株式の処分			876	876				5,717	6,593
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	120	120	876	996	－	12,465	12,465	5,711	19,292
当期末残高	90,179	24,175	878	25,053	21,361	238,936	260,296	△2,650	372,878

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	40,328	40,328	393,915
当期変動額			
新株の発行			240
剰余金の配当			△19,645
当期純利益			32,110
自己株式の取得			△6
自己株式の処分			6,593
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8,374	8,374	8,374
当期変動額合計	8,374	8,374	27,666
当期末残高	48,702	48,702	421,580

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	130,000	96,470	226,470
当期変動額			
剰余金の配当		△19,645	△19,645
当期純利益		32,110	32,110
当期変動額合計	—	12,465	12,465
当期末残高	130,000	108,936	238,936

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 …償却原価法

②子会社株式および関連会社株式 …原価法 (移動平均法)

③その他有価証券

市場価格のない …時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に
株式等以外のもの より算定)

市場価格のない …原価法 (移動平均法)

株式等

(2) デリバティブ …時価法

(3) 棚卸資産 …原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) (総平均法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産以外) …定額法

(2) 無形固定資産 …定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・ …リース期間定額法

リース取引に係るリース資産

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取手形等貸金の貸倒れによる損失に備えるため設定しており、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与等の支出に備えるため設定しており、支給見込額に基づき、当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため設定しており、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により按分した額を、発生した期あるいは翌期から費用処理しております。

- (4) 修繕引当金
製造設備等にかかる定期修繕費用の支出に備えるため設定しており、支出費用見込額のうち前回の定期修繕の日から当期末までの期間に対応する額を計上しております。
- (5) 環境対策引当金
環境対策を目的とした支出に備えるため設定しており、当期末における発生費用の見積額を計上しております。
- (6) 固定資産撤去費用引当金
固定資産の撤去工事に伴う費用の支出に備えるため設定しており、その支出費用見込額を計上しております。
- (7) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、投資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- (8) 事業構造改善引当金
事業構造改善に伴う費用の支出に備えるため、その支出費用見込額を計上しております。
- (9) 関係会社株式売却損失引当金
関係会社株式の売却に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

①顧客との契約から生じる収益

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

ステップ1： 契約の識別

ステップ2： 履行義務の識別

ステップ3： 取引価格の算定

ステップ4： 履行義務への取引価格の配分

ステップ5： 履行義務の充足による収益の認識

当社はアグロ&ライフソリューション、ICT&モビリティソリューション、アドバンストメディカルソリューションおよびエッセンシャル&グリーンマテリアルズの各製品の製造・販売を主な事業としており、これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の取引については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよび割戻し等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

②利息収益

利息収益は、実効金利法により認識しております。

③配当金

配当収益は、配当を受け取る権利が確定した時点で認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務

③ヘッジ方針

デリバティブ取引の限度額を実需の範囲とする方針であり、投機目的によるデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。

(3) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 固定資産の減損

有形固定資産	240,776百万円
無形固定資産	18,868百万円

有形固定資産および無形固定資産の減損損失の測定において、資産をグルーピングした上で、当該資産または資産グループにおける使用価値と正味売却価額のうちいずれか高い方を回収可能価額として実施しております。当該正味売却価額算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資産又は資産グループの使用期間中および使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定、割引率等は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、有形固定資産および無形固定資産の金額に重要な影響を生じさせる可能性を有しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金負債（純額）	42,965百万円
------------	-----------

3. 関連会社に対する投資の評価

関係会社株式	175,736百万円
--------	------------

上記の関係会社株式の内容は、ペトロ・ラービグ社が発行するA種普通株式とB種普通株式であります。A種普通株式は、市場価格が著しく下落し、かつ回復可能性が見込めない場合には評価損を計上しております。

B種普通株式については議決権が無く、発行当初から数年間の配当猶予期間が設定されており、2028年以降、年ごとに異なる配当率が設定されております。またB種普通株式には、一定の累積配当や買戻しに関する定めがあります。B種普通株式は当初認識時に割引キャッシュ・フロー法による時価に基づき測定しており、事後の測定においては割引キャッシュ・フロー法による実質価額が著しく下落し、かつ回復可能性が見込めない場合には評価損を計上しております。実質価額の算定にあたって重要な観察不能インプットとして将来キャッシュ・フローの総額および割引率を使用しております。将来キャッシュ・フローの見積りは、ペトロ・ラービグ社の事業計画を基礎とした資金繰りの見積りを行い、その結果生じうる手元資金の範囲内でB種普通株式に関連する配当等の将来キャッシュ・フローを見積っております。その見積りにあたっては主要製品の将来の販売価格・マージン等の仮定を置いております。これらの仮定や割引率は、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があります。

なお、連結注記表に同一の内容を記載している会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
関係会社株式（注） 85,076百万円
（注） 関連会社の借入金34,543百万円を担保するため、物上保証に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,209,596百万円
なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 偶発債務
保証債務 373,573百万円
債権流動化に伴う買戻し義務額 461百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 225,618百万円
長期金銭債権 40百万円
短期金銭債務 128,418百万円
長期金銭債務 252百万円

(損益計算書に関する注記)

- 関係会社との取引高
- 営業取引による取引高
- 売上高 355,593百万円
- 仕入高 320,631百万円
- 営業取引以外の取引による取引高 18,560百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当期末における自己株式の種類および株式数
- 普通株式 6,500,914株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	25,408百万円
固定資産減損損失	23,383百万円
投資有価証券	18,736百万円
減価償却費	5,090百万円
固定資産撤去費用引当金	4,562百万円
貸倒引当金	4,279百万円
棚卸資産	3,906百万円
賞与引当金	3,814百万円
退職給付引当金	2,669百万円
その他	15,253百万円
繰延税金資産小計	107,100百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△25,408百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,599百万円
評価性引当額小計	△88,007百万円
繰延税金資産合計	19,093百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△38,361百万円
その他有価証券評価差額金	△22,356百万円
退職給付信託設定益	△1,041百万円
その他	△300百万円
繰延税金負債合計	△62,058百万円
繰延税金負債純額	△42,965百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
 子会社および関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友ファーマ株式会社	(所有) 直接 51.81	当社製品の 販売先 債務の 保証先	債務保証 (注1)	113,229	—	—
	住化ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100.00	資金の 預り先	資金の預り (注2)	△8,300	預り金	9,700
				利息の支払 (注2)	87	未払費用	33
	スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド	(所有) 直接 100.00	当社製品の 販売先	資金の貸付 (注3)	△1,958	短期貸付金	37,634
				利息の受取 (注3)	1,670	—	—
	ベーラント U.S.A. LLC	(所有) 間接 100.00	当社製品の 販売先	製品の販売 (注4)	26,198	売掛金	19,548
	スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッド	(所有) 直接 20.00 間接 80.00	債務の 保証先	債務保証 (注5)	20,784	—	—
	スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.	(所有) 直接 100.00	当社製品の 開発・ 普及・ 販売先	製品の販売 (注6)	11,962	売掛金	23,356
				債務保証 (注7)	44,024	—	—
	東友ファインケム株式会社	(所有) 直接 100.00	当社製品の 販売先 資金の 借入先	資金の借入 (注8)	△15,870	短期借入金	31,976
利息の支払 (注8)				1,842	未払費用	136	

属性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	京葉エチレン株式会社	(所有) 直接 45.00	製品の 購入先 原材料の 売却先	ナフサ等の 原材料の 売却 (注9)	95,723	未収入金	262
				エチレン等 の製品 の購入 (注10)	102,396	買掛金	1,230
	ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー	(所有) 直接 15.00	当社技術の 供与先	増資の引受 (注11)	106,642	—	—
				債務保証 (注12)	169,371	—	—
				担保の差入 (注13)	34,543	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 住友ファーマ株式会社の金融機関からの借入債務および売掛債権売却に係る債務につき、債務保証を行っております。また、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
なお、同社は、2026年4月に当社の債務保証を受けた借入債務を全額返済し、当社の債務保証を受けない借入金への借り替えを実施いたしました。
- (注2) 住化ファイナンス株式会社からの資金の預りについては、市場金利を勘案して決定しております。
なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注3) スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッドへの資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注4) ベーラント U.S.A. LLCへの製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注5) スミカ セミコンダクター マテリアルズ テキサス インコーポレーテッドの東友ファインケム株式会社からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注6) スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.への製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。

- (注7) スミトモ ケミカル ブラジル インダストリア キミカ S.A.の金融機関等からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注8) 東友ファインケム株式会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額には、当期における純増減額を記載しております。
- (注9) 京葉エチレン株式会社への原材料の売却については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注10) 京葉エチレン株式会社からの製品の購入については、市場価格等を勘案して決定しております。
- (注11) 当社が保有するペトロ・ラービグ社のA種普通株式のうち、持分約22.5%をサウジアラビアン オイル カンパニーに売却するとともに、ペトロ・ラービグ社が発行するB種普通株式の引受けに伴い当該対価を払い込んでおります。B種普通株式には議決権がなく、発行当初から数年間の配当猶予期間が設定されており、2028年以降、年ごとに異なる配当率が設定されております。またB種普通株式には、一定の累積配当や買戻しに関する定めがあります。
- (注12) ペトロ・ラービグ社の金融機関からの借入債務につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、保証債務の期末残高を記載しております。
- (注13) ペトロ・ラービグ社の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社A種普通株式を物上保証に供しております。なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 5. 会計方針に関する事項 (8) 収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	255円28銭
1株当たり当期純利益	19円57銭

(その他の注記)

当事業年度においてペトロ・ラービグ社が発行したB種普通株式を引き受けておりますが、取得時の時価が支払対価に対して下落していたことから、その差額15,982百万円を損益計算書の「関係会社株式評価損」として計上しております。

備考

連結注記表および個別注記表の記載金額は四捨五入により表示しております。